

平成 22 年 12 月 7 日

資料 2

# 参 考 資 料

【平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）】

第3章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

② 現状と課題

所得税については、累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲（ブラケット幅）の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引上げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下している状況にあります。

現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性を喪失している状態と言えます。

その原因としては、第一に、所得控除が相対的に高所得者に有利なこと、第二に、分離課税している金融所得などに軽課していることなどが挙げられます。

格差が拡大する中、所得税には所得再分配機能の発揮が求められています。特に、中間層が低所得層へと落ちていく下への格差拡大を食い止めることは喫緊の課題です。

累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要があります。

③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

第二に、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます。

第三に、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

## 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）（抄）

### 附 則

#### （税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二～八 省 略

## 1. 所得再分配機能について

【平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）】

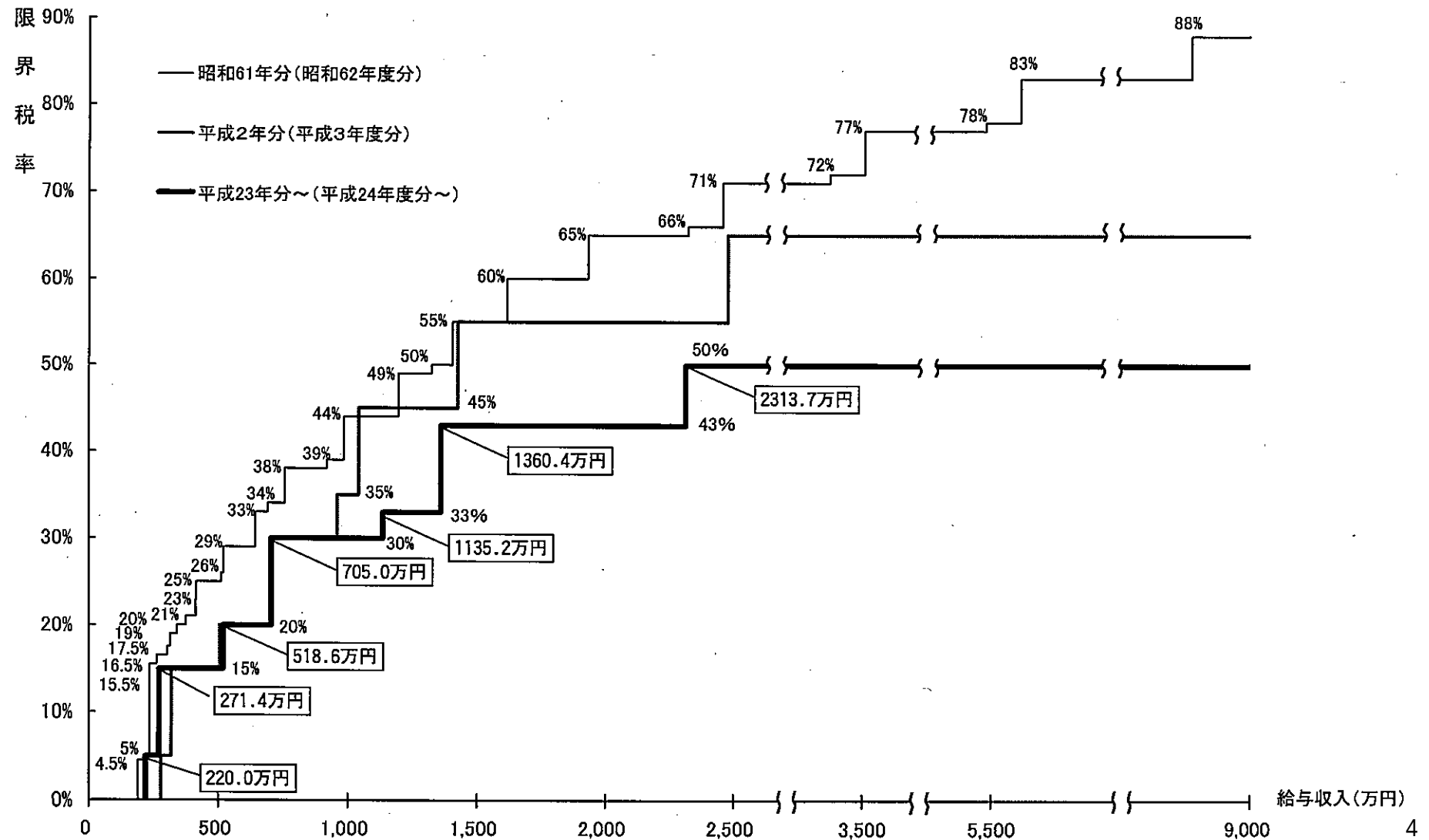
所得税については、累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲（ブラケット幅）の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引上げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下している状況にあります。（略）

累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要があります。

## 所得税・住民税の税率構造の平成23年、平成2年、昭和61年の比較

- 昭和61年から現在に至るまで、税率構造の累進緩和が行われてきている。
- 平成2年と現在の税率構造を比べると、給与収入1,000万円程度から税率構造のフラット化が顕著となっている。

○ 夫婦子2人(専業主婦+高校生+中学生)



# 給与収入の分布（昭和61年～平成20年）

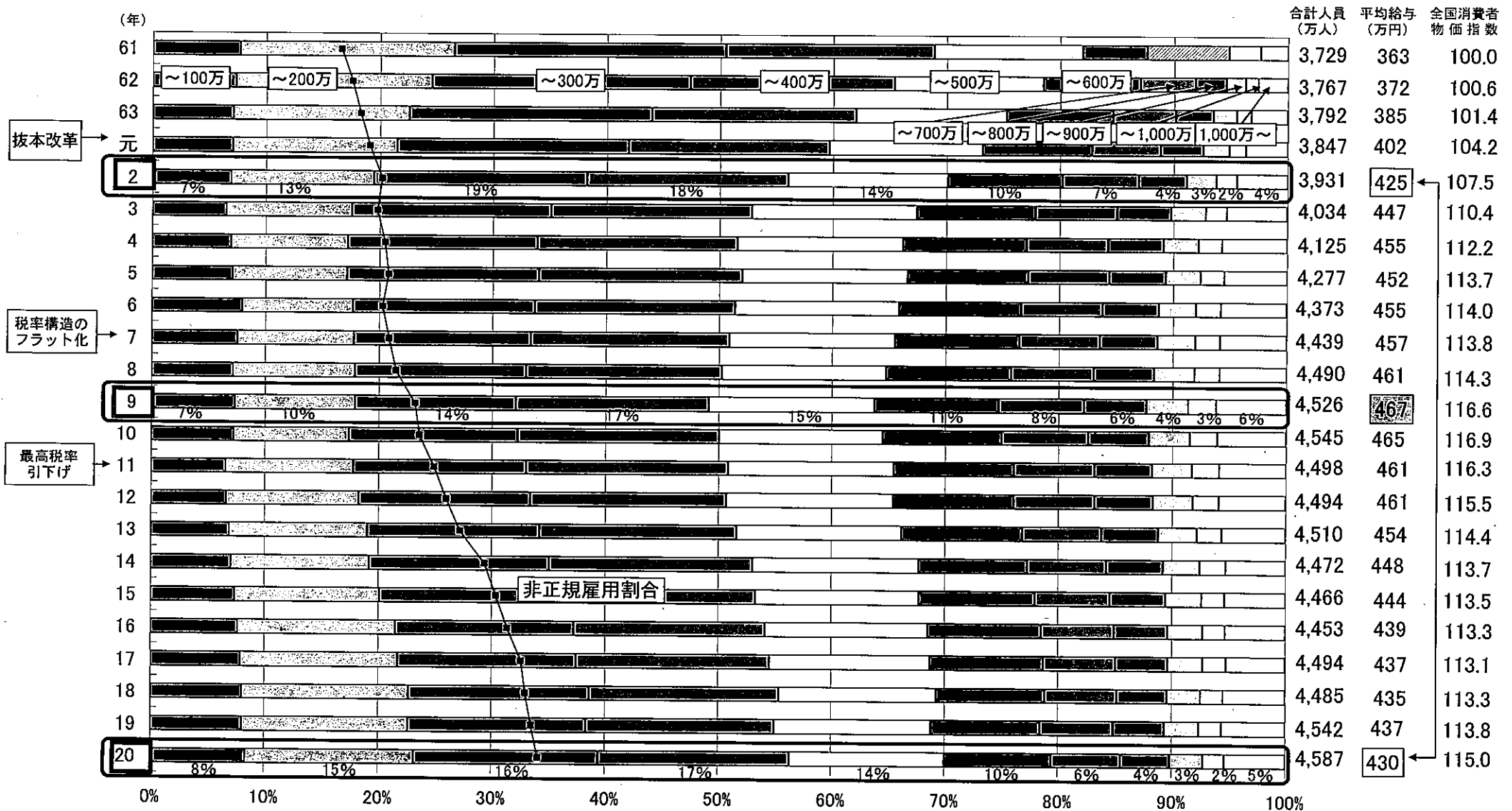
## ＜給与分布の推移＞

- ・平成9年までは、平均給与は上昇し、高所得者の割合が増加。平成9年以降は、平均給与は低下し、高所得者の割合が減少。
- ・平成20年では2年と同水準に戻っている。

## ＜税率構造の改正＞

この間、平成7年に税率構造の大幅なフラット化、平成11年に最高税率引下げという累進構造の緩和が進展。

⇒ 所得構造が平成2年当時に戻っているにもかかわらず、税率構造は大幅にフラット化したまま（所得の再分配の水準が低下）。



(注) 国税庁「民間給与実態統計調査」より作成。

## 主要国の所得税等の最高税率について

- 日本の個人所得課税の最高税率は概ね主要国並み。
- なお、所得税の最高税率について、ドイツは 2007 年、イギリスは 2010 年に引き上げており、アメリカ、フランスでも、現在引上げを検討中。

(2010 年 10 月現在)

|                        | 日本       | アメリカ          | イギリス        | ドイツ           | フランス        |
|------------------------|----------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| 所得税                    | 40%      | 35%<br>(注1)   | 50%<br>(注2) | 45%<br>(注3)   | 40%<br>(注4) |
| 住民税等                   | 10%      | 12.6%<br>(注1) | —           | 2.48%<br>(注3) | 8%<br>(注4)  |
| 所得税＋<br>住民税等           | 50%      | 47.6%         | 50%         | 47.48%        | 48%         |
| 所得税の最高税率が<br>適用される給与収入 | 2380 万円～ | 3534 万円～      | 1995 万円～    | 5774 万円～      | 2760 万円～    |
| 所得税の<br>ブラケット数         | 6        | 6             | 3           | —<br>(注3)     | 4           |

(注1) アメリカでは、2010 年 2 月に公表された大統領予算教書において、中低所得者向けの所得税率は据え置く一方、最高税率の引上げを含む高所得者向けの税率引上げ(33%、35%→36%、39.6%)が提案されている。また、アメリカの地方所得税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の所得税率の合計値である。

(注2) イギリスには地方所得税はない。

(注3) ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が分配される。また、所得税に加えて、連帯付加税(原則、所得税額の 5.5%、最高税率 2.48%)が課されている。ドイツには所得税率ブラケットは存在せず、税率表にしたがって税額が決定される。

(注4) フランスには地方所得税はないが、社会保障関連諸税(計 8%)が給与収入に対して課されている。また、2010 年 9 月に閣議決定された予算法案において、所得税の最高税率の引上げ(40%→41%)が提案されている。

(注5) 所得税の最高税率が適用される給与収入の計算においては、夫婦子 2 人の世帯を仮定している。なお、日本は子が控除対象扶養親族(子のうち 1 人が特定扶養親族)に該当するものとし、アメリカは子のうち 1 人を 17 歳未満としている。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル＝85 円、1ポンド＝133 円、1ユーロ＝110 円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 22 年 8 月中における実勢相場の平均値)

## 2. 給与所得控除について

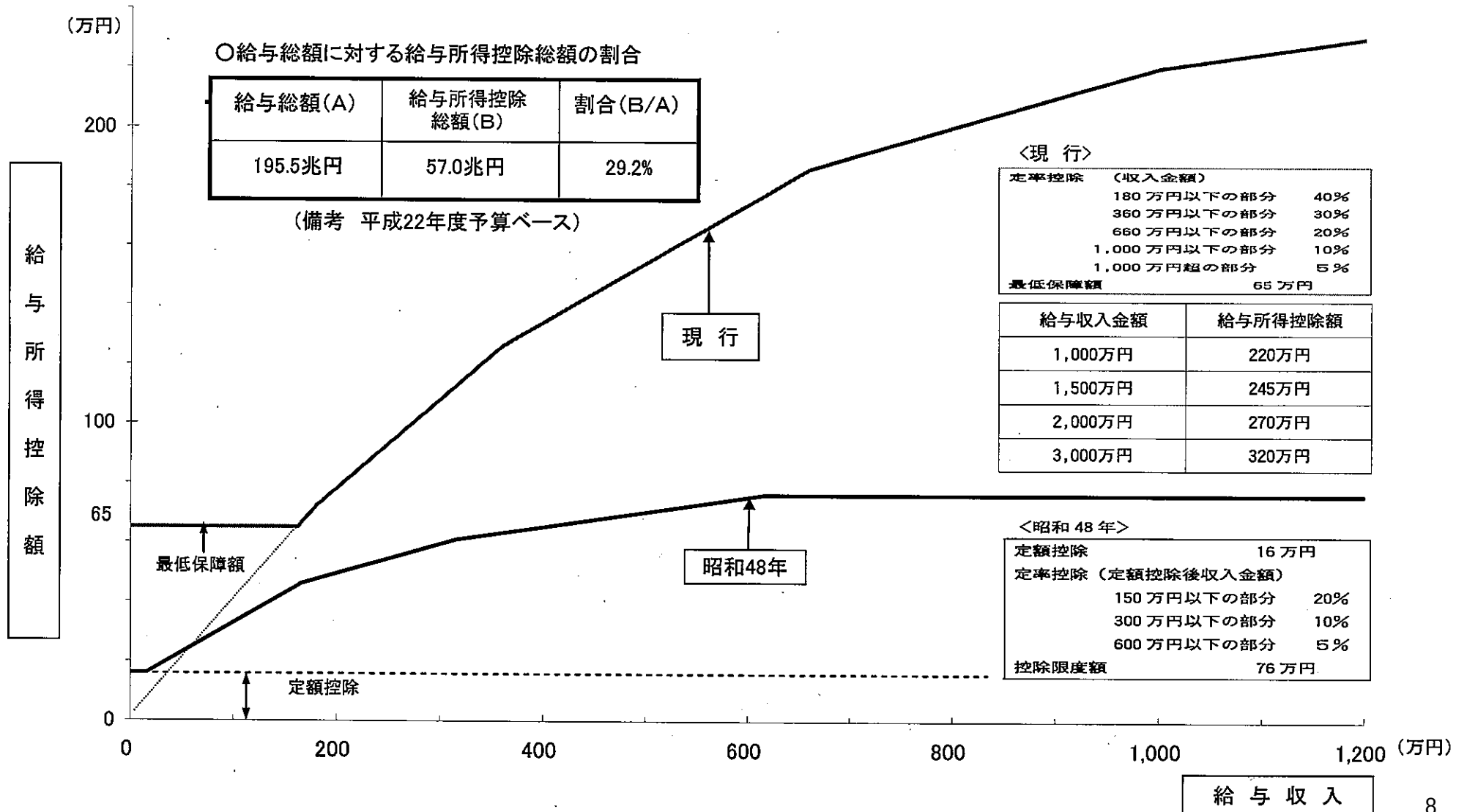
【平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）】

- 給与所得控除には上限がありませんが、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えにくく、高所得者により有利な制度となっています。このため、給与所得控除に関しては、上限を設けるなどの見直しが必要です。
- 給与所得控除の見直しと併せ、特定支出控除の対象範囲を拡大することにより、給与所得者にとって使いやすい制度にすることを検討します。
- 給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成 23 年度税制改正で講じることとします。

# 給与所得控除制度の概要

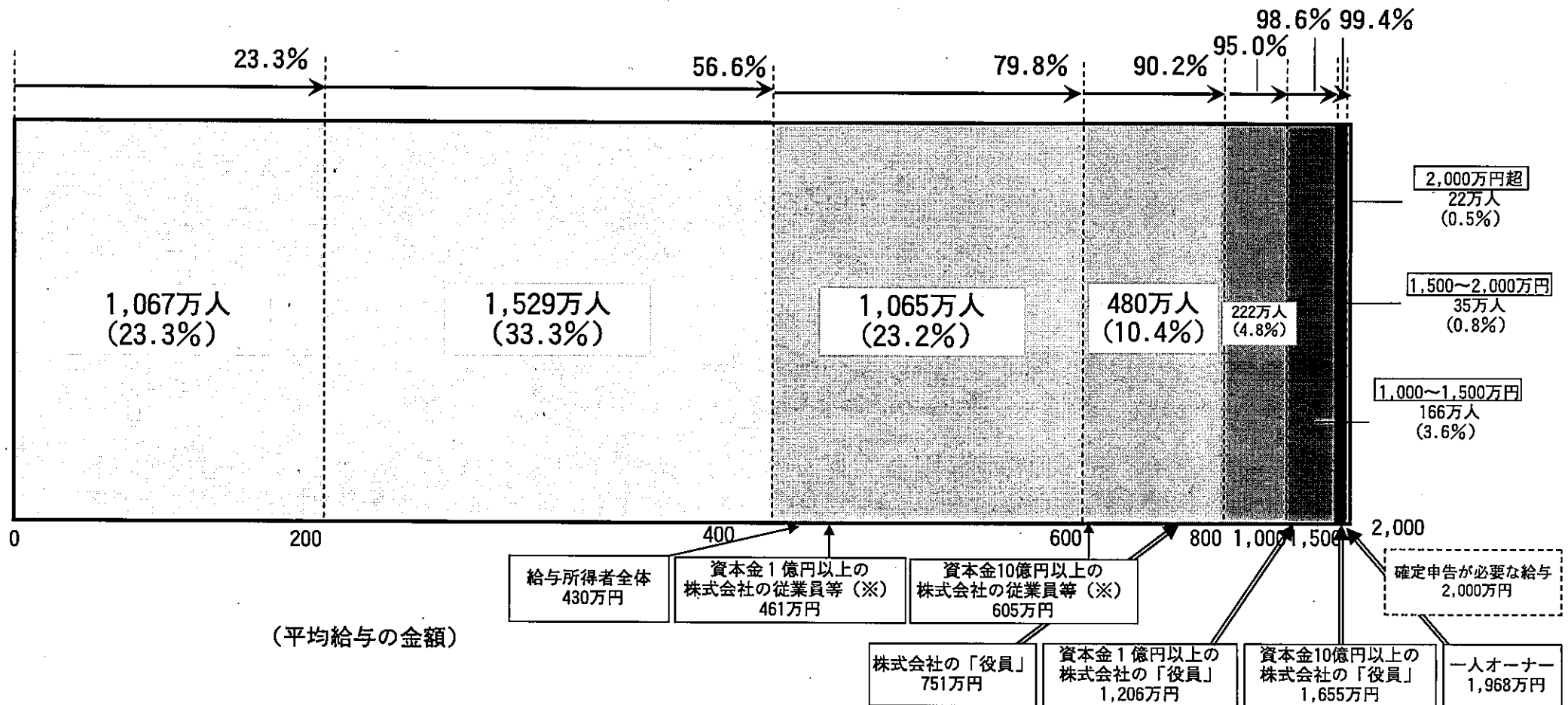
- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増(上限なし(昭和48年分以前は上限あり))。
- 給与総額の約3割・57兆円が控除されている。

※ 通勤費などの特定支出の額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分を控除することができる(特定支出控除)。



## 給与所得者（4,587万人）の状況

- 給与所得者の分布は、200万円～400万円が最も多く33.3%、1,000万円超は4.9%、1,500万円超は1.3%。
- 給与所得者全体の平均給与は、430万円。



(注1) 国税庁「民間給与実態調査（平成20年分）」、「会社標本調査（平成20年分）」による。

(注2) 1年を通じて勤務した給与所得者についてのデータである。

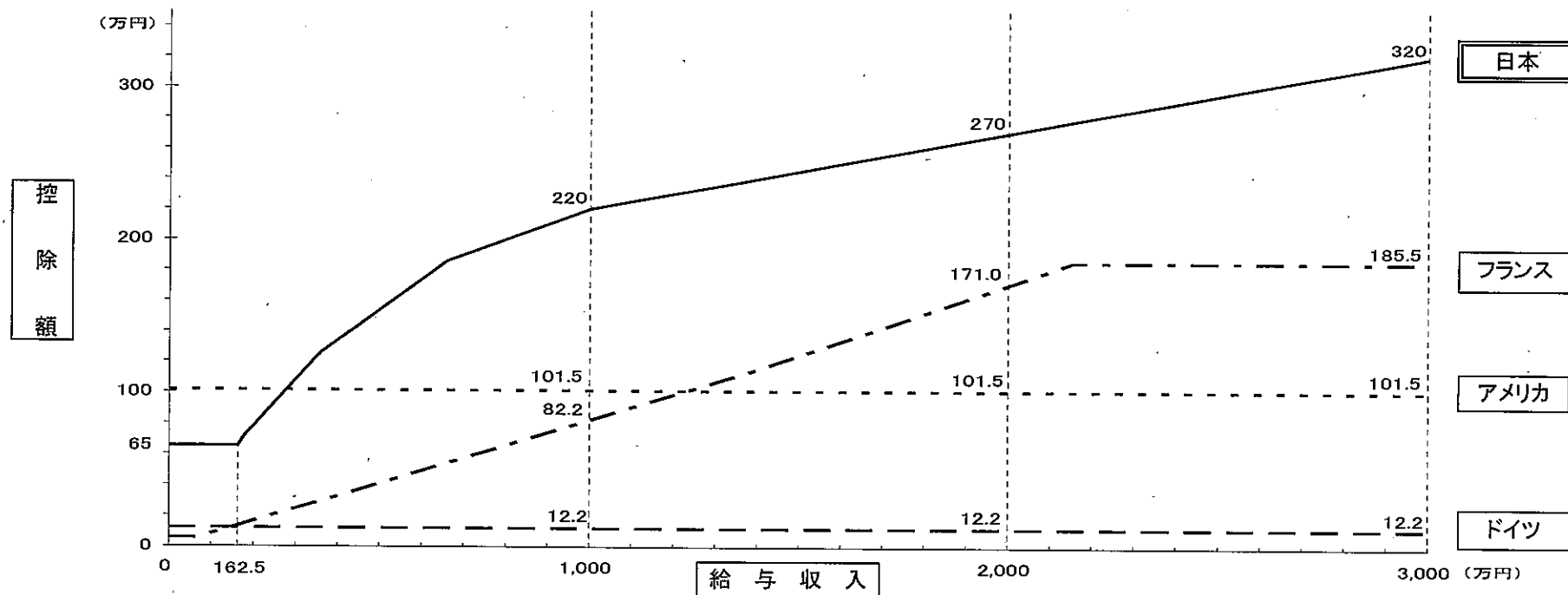
(注3) 「従業員等」には、役員についてのデータも含まれている。

# 給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2010年1月現在)

○ 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

|         | 日 本                                                            | ア メ リ カ                                                                  | イ ギ リ ス        | ド イ ツ                                                    | フ ラ ン ス                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概 算 控 除 | <u>給与所得控除（定率）</u><br>給与収入に応じ、5段階の控除率（40%～5%）を適用<br>最低保障額 65 万円 | <u>概算控除（定額）（注1）</u><br>11,400ドル（101.5 万円）<br>（夫婦共同申告の場合）<br>※給与所得者に限らない。 | <u>な し（注2）</u> | <u>被用者概算控除（定額）（注1）</u><br>920 ユーロ（12.2 万円）<br>※給与所得者に限る。 | <u>必要経費概算控除（定率・上限あり）（注1）</u><br>給与収入（社会保険料控除後）の 10%<br>最低 415 ユーロ（5.5 万円）<br>上限 13,948 ユーロ（185.5 万円）<br>※給与所得者に限る。 |



（注1） アメリカ・ドイツ・フランスでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている（上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない）。

（注2） イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。

（注3） 上記のグラフは、日本は給与所得控除、アメリカは概算控除、ドイツは被用者概算控除、フランスは必要経費概算控除について、夫婦2人の場合の控除額を記載している。

（注4） グラフ中の数値は、給与収入 1,000 万円、2,000 万円及び 3,000 万円の場合の各国の控除額である。

（注5） 邦貨換算レートは、1ドル＝89 円、1ユーロ 133 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 21 年（2009 年）11 月中における実勢相場の平均値）。

# 勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調

- ① 給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される平均支出は全体で36.3万円。年間収入最上位階級の平均支出は60.6万円。
- ② 収入に占める支出の割合は、過去、6～10%程度。

この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している）。したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあるし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

平成20年

| 年間収入5分位階級     | 年間収入額<br>(A) | 年 間 支 出 額                        |                        |         |         |                  |                                        |        |         | (B) |   |
|---------------|--------------|----------------------------------|------------------------|---------|---------|------------------|----------------------------------------|--------|---------|-----|---|
|               |              | 衣料品                              | 身の回り品                  | 理容・洗濯   | 文具      | 新聞・書籍            | こづかい                                   | つきあい費  | 計(B)    | (A) |   |
| 万円            | 千円           | 円                                | 円                      | 円       | 円       | 円                | 円                                      | 円      | 円       | 円   | % |
| I ( ~ 351 )   | 3,532        | 9,517                            | 6,595                  | 7,473   | 909     | 33,780           | 130,082                                | 4,294  | 192,650 | 5.5 |   |
| II ( ~ 473 )  | 4,893        | 16,515                           | 9,143                  | 9,362   | 1,081   | 41,767           | 180,347                                | 9,042  | 267,257 | 5.5 |   |
| III ( ~ 627 ) | 5,898        | 20,590                           | 11,172                 | 13,169  | 1,464   | 48,898           | 219,402                                | 11,468 | 326,163 | 5.5 |   |
| IV ( ~ 862 )  | 7,322        | 30,383                           | 15,290                 | 17,337  | 1,653   | 57,375           | 285,489                                | 17,103 | 424,830 | 5.8 |   |
| V ( 862 ~ )   | 10,408       | 44,213                           | 19,596                 | 26,098  | 1,822   | 70,957           | 414,611                                | 28,540 | 605,837 | 5.8 |   |
| 平 均           | 6,411        | 24,243                           | 12,360                 | 14,688  | 1,386   | 50,555           | 245,986                                | 14,089 | 363,307 | 5.7 |   |
| 支出科目別内訳       |              | 背広服、男子用コート、男子用ズボン、ワイシャツ、他の男子用シャツ | 男子用靴下、男子靴、傘、ネクタイ、他のバック | 理髪料、洗濯代 | 筆記・絵画用具 | 新聞、教科書・学習参考教材、書籍 | こづかいの内訳は不明<br>他の項目に入るべき支出も含んでいる可能性がある。 |        |         |     |   |

(備考) 1 この表は「家計調査(二人以上の世帯)」（総務省統計局）の「年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。  
2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。  
3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

|                             | 昭和48年  | 60年    | 平成16年  | 17年    | 18年    | 19年    | 20年    |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入に占める<br>勤務関連経費の割合<br>(平均) | 11.3%  | 9.2%   | 6.6%   | 6.6%   | 6.2%   | 5.9%   | 5.7%   |
| 平均年間支出額                     | 22.5万円 | 46.8万円 | 42.1万円 | 41.8万円 | 39.0万円 | 37.6万円 | 36.3万円 |
| 年間収入最上位の<br>平均年間支出額         | 37.2万円 | 68.3万円 | 69.5万円 | 69.8万円 | 67.8万円 | 62.5万円 | 60.6万円 |

(備考) 1 この表は「家計調査(二人以上の世帯)」（総務省統計局）の「年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。  
2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。  
3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

## 特定支出控除の概要

- 特定支出控除は、特定支出の額が給与所得控除額を超える場合、その超える部分について、確定申告を通じて給与所得の金額の計算上控除することができる制度（昭和 62 年度改正で創設）。

対象となる特定支出の範囲は、以下のとおり。

| 項 目   | 内 容                                        |
|-------|--------------------------------------------|
| 通勤費   | ・ 通勤のために通常必要な運賃等の額                         |
| 転居費   | ・ 転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費等の額        |
| 研修費   | ・ 職務に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費       |
| 資格取得費 | ・ 職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、税理士等の資格取得費を除く。） |
| 帰宅旅費  | ・ 転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月 4 回を限度）。    |

- 特定支出控除を適用した確定申告書の提出状況（翌年 3 月末現在）

| 年分   | 63 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 申告者数 | 16 | 5 | 9 | 8 | 7 | 4 | 7 | 1 | 3 | 1 | 3  | 3  | 7  | 4  | 5  | 10 | 9  | 13 | 9  | 7  | 6  | 9  |

# 給与所得者を対象とした実額控除の国際比較

(2010年7月現在)

|                 | 日 本                                                              | ア メ リ カ                                                                            | イ ギ リ ス                                                              | ド イ ツ                                                                                | フ ラ ンス                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給与所得者の必要経費の実額控除 | ※ 特定支出控除<br>(下記の特定支出額が給与所得控除を超える部分)                              | 下記の費用について実額控除可 (注1)(注2)                                                            | 旅費以外の費用のうち、全体として専ら職務の遂行を目的として支出され、職務の遂行に必要不可欠のもの、及び、一定の旅費等について、実額控除可 | 収入の取得、確保及び維持のための支出について、実額控除可 (注2)                                                    | 職務遂行を目的とした支出で、それを正当化できるものについて、実額控除可 (注2)                                                        |
| 通 勤 費           | ・通勤に通常必要な運賃                                                      | 控除は認められない                                                                          | 控除は認められない                                                            | ・通勤に通常必要な運賃                                                                          | ・通勤に通常必要な運賃                                                                                     |
| 転 勤 費           | ・転勤に伴う転居のために通常必要な運賃<br>・宿泊費 等                                    | ・転勤費用                                                                              | 原則として控除は認められない                                                       | ・転勤費用                                                                                | ・転勤費用                                                                                           |
| 旅 費 等           | ・単身赴任者の帰宅旅費(月4回を限度とする)                                           | ・職務上の旅費                                                                            | ・職務上の旅費                                                              | ・職務上の旅費<br>・単身赴任者の帰宅旅費及び住居費等                                                         | ・職務上の旅費<br>・単身赴任者の帰宅旅費及び住居費等                                                                    |
| 資格取得費、研修費、図書費   | ・研修費(職務の遂行に直接必要な技術又は知識習得のためのものに限る)<br>・資格取得費(職務に直接必要な資格取得の費用に限る) | ・研修費(職務上必要(雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため等)な技能の維持向上を目的とするものに限る)<br>・図書費(職務上必要な定期刊行物の購読費に限る) | 原則として控除は認められない                                                       | ・研修費(職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するためのものに限る)<br>・図書費(専ら職務遂行上必要な専門書等の購入費に限る)                 | ・資格取得費(職業上の資格取得、学位論文の準備、印刷に関する費用に限る)<br>・研修費(職業上の地位向上又は職業を得るためのものに限る)<br>・図書費(職業上必要な書籍等の購入費に限る) |
| 衣 服 費           | 控除は認められない                                                        | 特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限る                                                            | 職業上必要とされる特殊な衣服の費用に限る                                                 | 職場のみで着用される職業用の衣服の費用に限る                                                               | 特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限る                                                                         |
| そ の 他           | 控除は認められない                                                        | ・交際費(事業活動に直接関係する等の要件を満たす場合(原則、支出額の50%を限度)に限る)<br>・一定の条件の下で、職務に関連する団体等に対して支払った会費 等  | ・一定の条件の下で、職務に関連する団体等に対して支払った会費(労働組合費は除く) 等                           | ・交際費(業務上の目的であるもの(原則、支出額の70%を限度)に限る。理由や額等の証明が必要。)<br>・一定の条件の下で、職務に関連する団体等に対して支払った会費 等 | ・交際費(職業遂行上必要なものに限る)<br>・労働組合費 等                                                                 |

(注1) アメリカでは、必要経費は項目別控除として、高額所得者には控除額の減額措置が存在していた(2010年廃止)。ただし、2010年2月に公表された大統領予算教書において、高額所得者に係る項目別控除につき、別途の制限措置を設けることが提案されている。

(注2) アメリカ・ドイツ・フランスでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている。

## 給与所得控除の性格等に関する指摘

### 【税制の抜本的見直しについての答申（抄） 昭和 61 年 10 月 税制調査会】

この際、給与所得控除の性格を明らかにする趣旨から、現行の給与所得控除を、以下に述べるように「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」に分け、その適用関係の整理を行うとともに、その上で、「勤務費用の概算控除」について、選択により現実に勤務に要した費用の控除ができるようにし、給与所得者にも申告納税の途を拓くこととしてはどうかと考える。

#### ① 給与所得控除の性格の明確化

「勤務費用の概算控除」は、給与所得者が、勤務ないし職務の遂行のために支出する費用を概算的に控除するものである。

（省 略）

他方、「他の所得との負担調整のための特別控除」は、端的には給与所得の担税力が弱いことに対する配慮である。いわゆるサラリーマンは、専ら身一つで、使用者の指揮命令に服して役務提供を行うことから、失業などの不安定性ほか、空間的・時間的な拘束や居住地選択の制限等他の所得にはみられない有形、無形の負担を余儀なくされていることは否定できず、しかも、その対価としてその役務の提供による成果の如何にかかわりなくあらかじめ定められた定額の給与の支給を受けるにどどまるといった事情に対してしん酌を加えるものである。

給与所得控除を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」に分ける場合、具体的にどのように分けるかについては、必ずしも客観的な基準があるわけではなく、給与所得控除の各々二分の一相当額をもって概算控除部分と特別控除部分とすることが適当であろう。

### 【わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－（抄） 平成 12 年 7 月 税制調査会】

これまで見てきたように、給与所得者は社会の典型的な就業形態となっていること、雇用形態の多様化などが進み、被用者としてのサラリーマン特有の事情にも変化が見られること、手厚い水準の給与所得控除は職業選択など就業に対する中立性を損なうおそれがあるとも考えられること、主要国の概算控除の水準はわが国に比較して低いことなどを踏まえると、給与所得者に対して「他の所得との負担調整」といった一定の配慮を加える必要性があるとしても、その必要性は薄れてきていると考えられます。

したがって給与所得控除については、今後、勤務費用の概算控除としての性格をより重視する方向で、そのあり方について検討を行っていく必要があると考えます。

（省 略）

なお、同族会社の役員に対する報酬等について給与所得控除が認められていますが、一般の被用者とは相当に事情が異なるにもかかわらず、被用者に対する「他の所得との負担調整」の性格を含んだ給与所得控除の適用を認めるのは適当ではないとの指摘がありました。

## 株式会社の役員と一般従業員の比較

- 株式会社の役員と一般従業員とは、会社における法的地位、給与の決定方法が異なっている。

|                | 株式会社の役員<br>【取締役、会計参与、監査役、執行役】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 一般従業員                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 契約形態           | 委任契約<br>(民法 643 条、会社法 330 条、402 条)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 雇用契約<br>(民法 623 条)                       |
| 労働基準法<br>上の扱い  | 使用者<br>〔事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者（労働基準法 10 条）〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 労働者<br>〔事業に使用される者で、賃金を支払われる者（労働基準法 9 条）〕 |
| 報酬・給与の<br>決定方法 | <p>定款で定めるか、株主総会の決議で定める（注）<br/>（会社法 361 条、379 条、387 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会の議題は、取締役会で決定される。</li> <li>・総会で決議する場合には、取締役への報酬の総額を定めることが一般的（各取締役への配分は取締役会に委ねられる）。</li> </ul> <p>（注）委員会設置会社では、株主総会の決議によらず、報酬委員会で取締役・執行役の個人別の報酬等の内容を決定する（会社法 409 条）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一人オーナー</p> <p>オーナー及びその同族関係者が株式を 90% 以上保有し、労務に従事する役員の過半数を占めている同族会社のオーナー</p> </div> | 労働条件として、就業規則により決定<br>(労働基準法 89 条)        |

## 「給与所得」とは

○ 判例によれば、給与所得は、勤労性所得（人的役務からの所得）のうち、雇傭関係またはそれに類する関係において使用者の指揮・命令のもとに提供される労務の対価を広く含むもの。非独立的労働ないし従属的労働の対価とも観念されている。

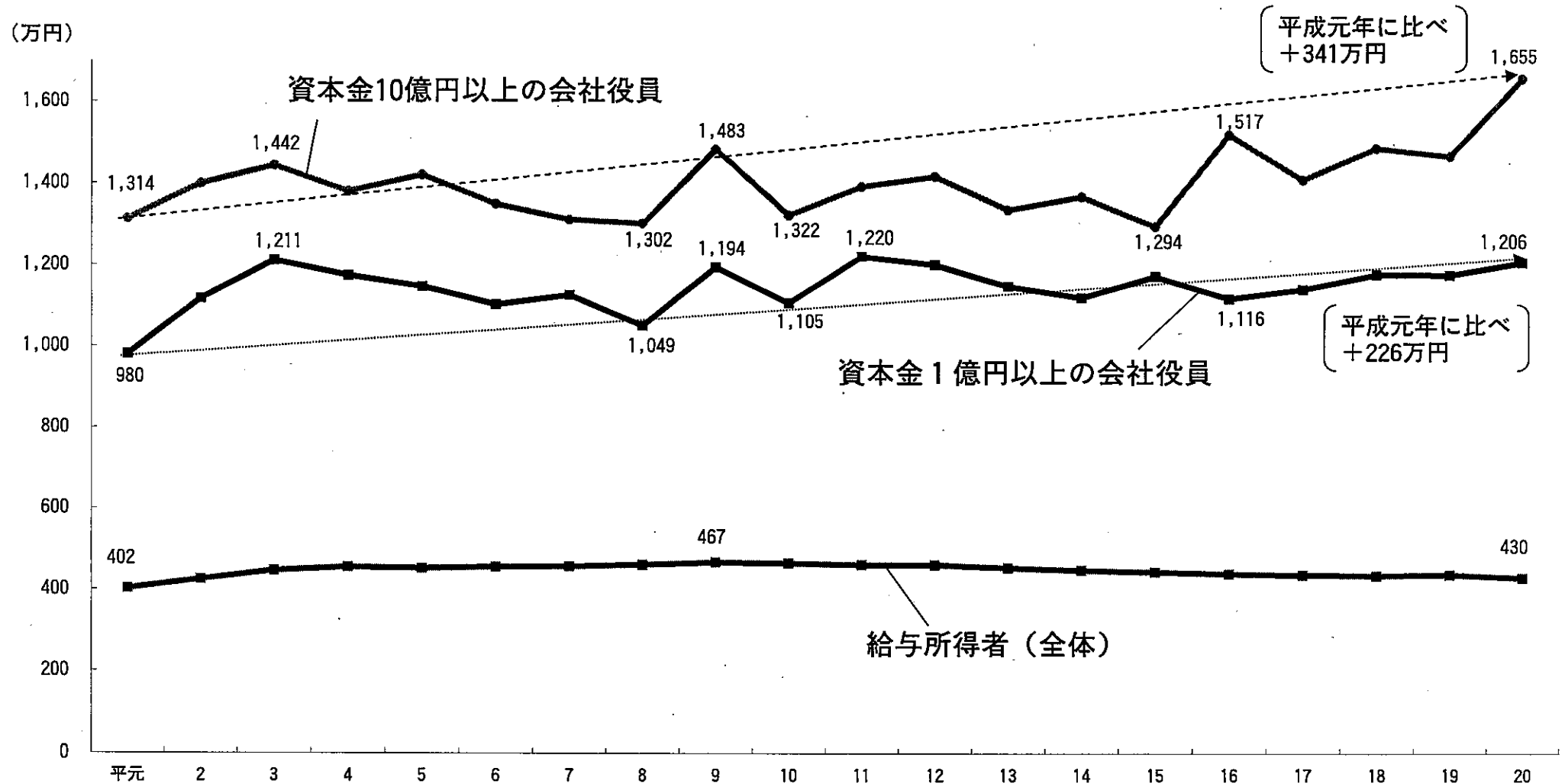
⇒ こうした判例に照らすと、役員給与は、その法的な地位や勤務の実態からみて、一般従業員の給与とは、相当に性格が異なるものと考えられる。

○ 給与所得とは、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得」（所法第 28 条）をいう。

○ 具体的には、「雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。なお、給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうか重視されなければならない」（最高裁昭和 56 年 4 月 24 日判決）とされている。

## 平均給与額の推移（平成元年～）

- 給与所得者全体の平均給与額は、平成9年の467万円をピークに減少し、平成20年は430万円。
- これに対し、会社役員は、会社の業績等による変動はあるが、総じて増加傾向。



(備考) 国税庁「民間給与実態調査」の1年を通じて勤務した役員データによる。

# 特殊支配同族会社(いわゆる一人オーナー会社)の役員給与の損金不算入制度の廃止

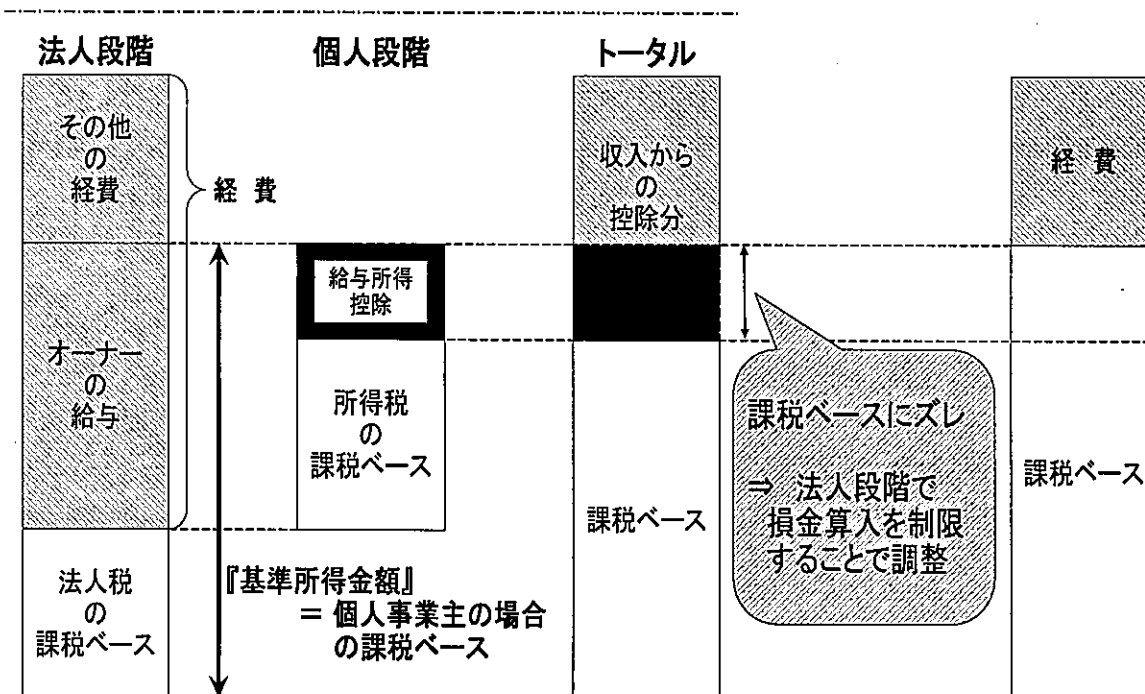
## 【改正前の制度の概要】

新会社法における一人会社の全面的解禁や最低資本金規制の撤廃等を背景として、個人事業主との負担の公平性を確保する観点から、いわゆる一人オーナー会社において発生する「経費（オーナー給与に係る給与所得控除相当額）の二重控除」を是正する措置。

- ・ **対象企業**：オーナー及びその同族関係者が株式の90%以上を保有し、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社
- ・ **適用除外**：基準所得金額（法人所得＋オーナーの給与）が1,600万円(19年度改正で800万円から引上げ)以下の法人  
基準所得金額が1,600万円超3,000万円以下で、オーナー給与の割合が50%以下の法人

## 【オーナー企業】

## 【個人事業主】



## 【参考】給与所得控除の額

| オーナー給与の額 | 給与所得控除額 |
|----------|---------|
| 1,000万円  | 220万円   |
| 1,500万円  | 245万円   |
| 2,000万円  | 270万円   |
| 3,000万円  | 320万円   |
| 5,000万円  | 420万円   |
| 1億円      | 670万円   |

【参考】平成20年分民間給与実態調査によると、給与所得者の平均給与は430万円(収入金額ベース)

## 特殊支配同族会社(いわゆる一人オーナー会社)の役員給与の損金不算入制度の適用状況等

### ○ 本制度により納税額が増加した法人数等

| 年度 | 適用除外基準<br>(基準所得金額) | 法人数   | 税 額   |
|----|--------------------|-------|-------|
| 20 | 1,600万円            | 8.3万社 | 602億円 |
| 19 | 1,600万円            | 9.3万社 | 672億円 |

(備考)平成19、20年度分の会社標本調査等のデータを基にした推計

(参考)制度導入時の推計

|                         | 適用除外基準  | 法人数    | 税額    |
|-------------------------|---------|--------|-------|
| 制度導入時<br>(18年度)の推計      | 800万円   | 5～6万社  | 290億円 |
| 要件緩和時<br>(19年度)の推計      | 1,600万円 | 2～3万社  | 160億円 |
| 過去に実施したサ<br>ンプル調査に基づく推計 |         |        |       |
| 19年3月決算法人               | 800万円   | 11.7万社 | —     |
| 20年3月決算法人               | 1,600万円 | 5.6万社  | —     |

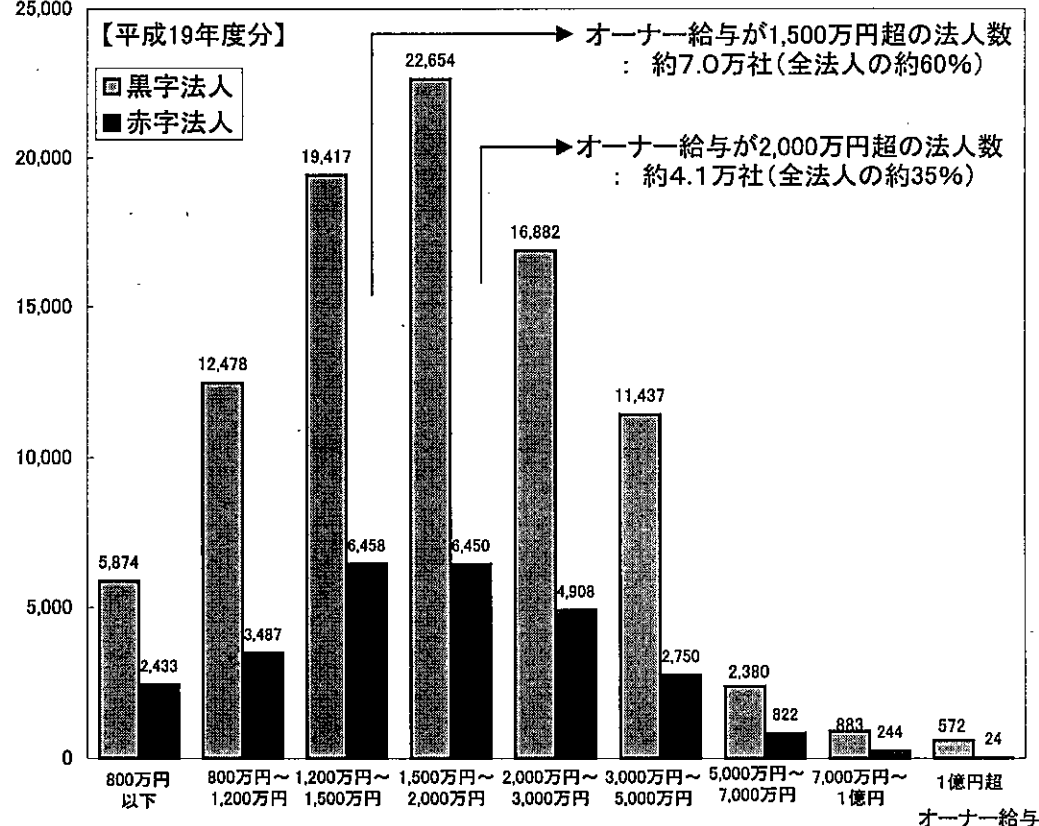
### 【参考データ】

本調査(平成19年度分)における適用対象法人のオーナー給与  
の中位数 1680万円

### ○ 適用会社におけるオーナー給与の水準

|      | 適用法人数  |        | オーナー給与<br>平均額 |         | オーナー給与<br>最高額 |           |
|------|--------|--------|---------------|---------|---------------|-----------|
| 年度   | 19     | 20     | 19            | 20      | 19            | 20        |
| 黒字法人 | 9.3万社  | 8.3万社  | 2,048万円       | 1,937万円 | 3億8,200万円     | 4億600万円   |
| 赤字法人 | 2.8万社  | 2.7万社  | 1,926万円       | 2,059万円 | 3億6,000万円     | 2億1,600万円 |
| 全 体  | 12.0万社 | 11.0万社 | 2,020万円       | 1,968万円 |               |           |

(法人数)  
25,000



(備考)平成19年度分の会社標本調査等のデータを基にした推計

## 退職所得の課税方式

- 退職所得は、長年の勤務に対する勤続報償的給与であって、給与の一部の一括後払いの性質を有する。
- それが一時にまとめて支給されること、退職後の生活の原資であり担税力が低いと考えられること等に鑑み、累進税率の適用を緩和する措置がとられている。

○他の所得と区分して次により分離課税

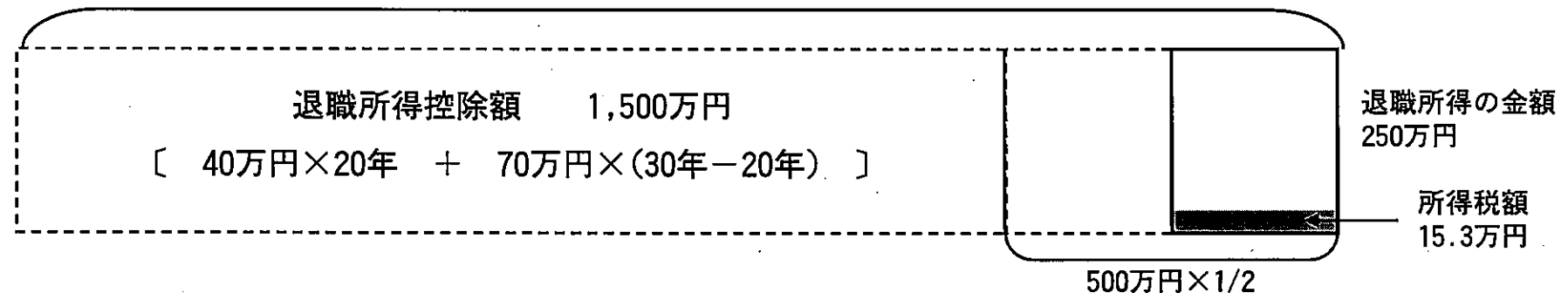
・  $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$

|           |           |
|-----------|-----------|
| 勤続年数20年まで | 1年につき40万円 |
| 勤続年数20年超  | 1年につき70万円 |

・  $\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$

| 課税所得金額    | 税率  |
|-----------|-----|
| 195万円以下   | 5%  |
| 330万円以下   | 10% |
| 695万円以下   | 20% |
| 900万円以下   | 23% |
| 1,800万円以下 | 33% |
| 1,800万円超  | 40% |

(例) 勤続年数30年の場合      退職一時金 2,000万円



## 退職所得に関する指摘

### 【わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－（抄） 平成 12 年 7 月 税制調査会】

退職金は、一般に、長期間にわたる勤務の対価の後払いとしての性格とともに、退職後の生活の原資に充てられる性格を有しています。

（省 略）

現行の退職所得課税の仕組みは、勤務年数が長いほど厚く支給される退職金支給形態を反映したものとなっていることから、退職金の支給形態の変化などを踏まえると、今後も長期勤続の場合を特に優遇していくことが適当かどうか検討する必要があると考えられます。

他方、現行の退職所得課税を前提とした税引後収入が老後の生活設計に織り込まれているという実態や、企業における給与体系の変更には時間を要することを考慮する必要があるとの意見がありました。

なお、近時、短期間のみ在職することが当初から予定されている役員などに対して、給与支給を通常より少なくして、その分、退職金を手厚く支給するといったことが行われているとの指摘があり、この動きに対しては適切な対応が必要であると考えます。

### 【抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄） 平成 19 年 11 月 税制調査会】

近年、就業構造や雇用形態が変化する中、退職金の支給に代えて在勤中の給与の引上げや退職年金の支給を行うなど、退職金等の支給形態が多様化している。また、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例もある。

このような状況を踏まえれば、退職金課税については、現行の勤続 20 年を境に 1 年当たりの控除額が急増する仕組みや勤務年数が短期間でも退職金に係る所得の 2 分の 1 にしか課税されないという仕組みを見直し、全体として多様な就労選択に中立的な制度とすることが求められている。

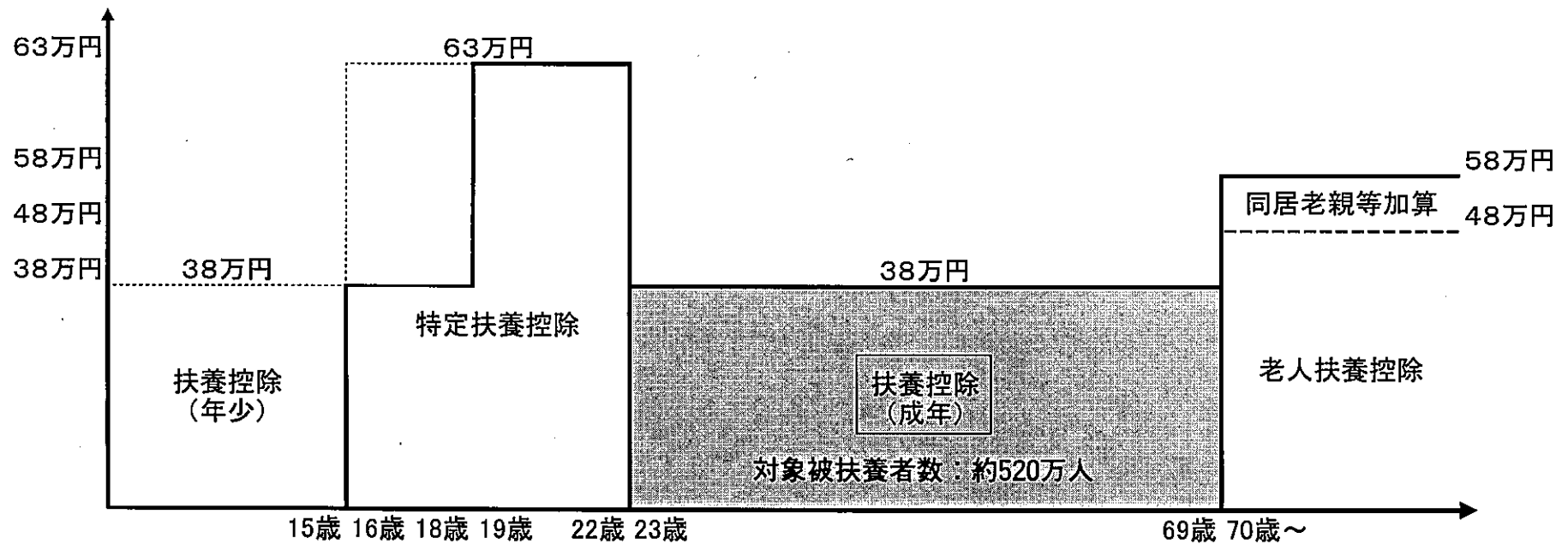
### 3. 成年扶養控除について

【平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）】

23 歳から 69 歳までの成年を控除対象とする扶養控除についても、（中略）就労している人と就労していない人との公平の観点からも検討を行ってきましたが、さらに議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組むこととします。

## 成年を控除対象とする扶養控除の概要

- 控除対象者 : 23歳から69歳までの扶養親族
- 控 除 額 : 38万円



(注) 対象被扶養者数は、平成22年度予算ベースである。

# 主要国における成年の扶養親族が対象となりうる税制上の配慮措置（未定稿）

（2010年7月現在）

|      | アメリカ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | イギリス | ドイツ                                                                                                                                                                                     | フランス                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 【人的控除】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | なし   | 【児童控除】                                                                                                                                                                                  | 【N分N乗】                                                                                                                                     | 【成人した子に係る扶養料控除】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 【尊属に係る扶養料控除】<br>(注5)                                                                                                                                                                                                                          |
| 控除額  | 3,650 ドル[34 万円]<br>(所得控除)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | —    | 7,008 ユーロ[81 万円]<br>(所得控除)                                                                                                                                                              | 家族除数適用による実質的な控除<br>(注3)                                                                                                                    | 最大 3,309 ユーロ[38 万円]の概算控除及び実額控除<br>(所得控除) (注4)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3,309 ユーロ[38 万円]の概算控除及び実額控除<br>(所得控除) (注6)                                                                                                                                                                                                    |
| 適用要件 | <p>○以下の全ての要件を満たす両親・子・直系卑属等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被扶養者の総所得が 3,650 ドル (34 万円) 未満</li> <li>・ 扶養者が被扶養者の生計の半分超を支援</li> </ul> <p>○以下の全ての要件を満たす子・直系卑属等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者であること</li> <li>・ 扶養者と半年超同居</li> <li>・ 扶養者が被扶養者の生計の半分超を支援</li> </ul> <p>○以下の全ての要件を満たす子・直系卑属等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適格教育機関に通っていること</li> <li>・ 24 歳未満</li> <li>・ 扶養者と半年超同居</li> <li>・ 扶養者が被扶養者の生計の半分超を支援</li> </ul> | —    | <p>○障がい者である子又は孫 (注2)</p> <p>○以下の全ての要件を満たす子又は孫 (注2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生又は職業訓練等を受けていること</li> <li>・ 25 歳未満</li> <li>・ 被扶養者の年収が 8,004 ユーロ (92 万円) 以下</li> </ul> | <p>○障がい者である子</p> <p>○扶養者と恒常的に同居している障がい者</p> <p>○以下の全ての要件を満たす子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生</li> <li>・ 25 歳未満</li> </ul> | <p>○失業又は職を探している子</p> <p>○障がい者である子</p> <p>○以下の全ての要件を満たす子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生</li> <li>・ 25 歳未満</li> </ul> <p>※実額控除には支払った扶養料の証明書が必要</p> <p>※概算控除を受けるためには以下の要件を満たす必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養者と同居していること</li> <li>・ 被扶養者が 8,125.59 ユーロ[93 万円]の所得制限を満たすこと (注7)</li> </ul> <p>※実額控除には支払った扶養料の証明書が必要</p> <p>※概算控除を受けるためには上記のほか以下以下の要件を満たす必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養者と同居していること</li> <li>・ 十分な資力がないこと</li> </ul> | <p>○扶養者と同居している尊属</p> <p>○十分な資力がない尊属</p> <p>※実額控除には支払った扶養料の証明書が必要</p> <p>※概算控除を受けるためには以下の要件を満たす必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尊属であること</li> <li>・ 扶養者と同居していること</li> <li>・ 被扶養者が 8,125.59 ユーロ[93 万円]の所得制限を満たすこと (注7)</li> </ul> |
| その他  | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | —    | 児童手当とどちらか有利な方のみ適用                                                                                                                                                                       | —                                                                                                                                          | N 分 N 乗を選択している場合には認められない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | —                                                                                                                                                                                                                                             |

(注1) 上記の表は、日本における成年を控除対象とする扶養控除の適用のある 23 歳から 69 歳までの者を想定している。

(注2) 孫については、納税者と生計を一にしていることが要件に加えられる。

(注3) フランスでは所得税を計算する際、家族の所得を合算して家族除数 (N) で除し、それに累進税率を適用して家族除数 (N) 1 あたりの所得税額を算出した後、再び N を乗ずることによって、税額を算出する N 分 N 乗方式を採用している。例えば夫婦で扶養親族が 1 人の場合の家族除数は 2.5、2 人の場合の家族除数は 3 であり、以下扶養親族が 1 人増えるごとに家族除数が 1 ずつ増加する。

(注4) 概算控除及び実額控除を合わせた控除上限は 5,753 ユーロ[66 万円]。概算控除の額は、年間の同居月数に応じて変動する。ただし、扶養料は概算控除及び実額控除が認められた額を上限として、子の収入として考慮される。

(注5) この他に、扶養義務のない 75 歳以上の者に対して現物支給による扶養を行った場合、その経費を最大で 3,309 ユーロ[38 万円]控除することができる。

(注6) 実額控除に上限はない。

(注7) 被扶養者が 75 歳以上である場合は 8,309.27 ユーロ[96 万円]の所得制限を満たす必要がある。

(備考) 邦貨換算レートは、1 ドル=92 円、1 ユーロ=115 円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 22 年 (2010 年) 5 月における実勢相場の平均値)。

成年扶養控除適用者の状況（合計所得階級別・年代別）  
 <総務省サンプル調査ベース>

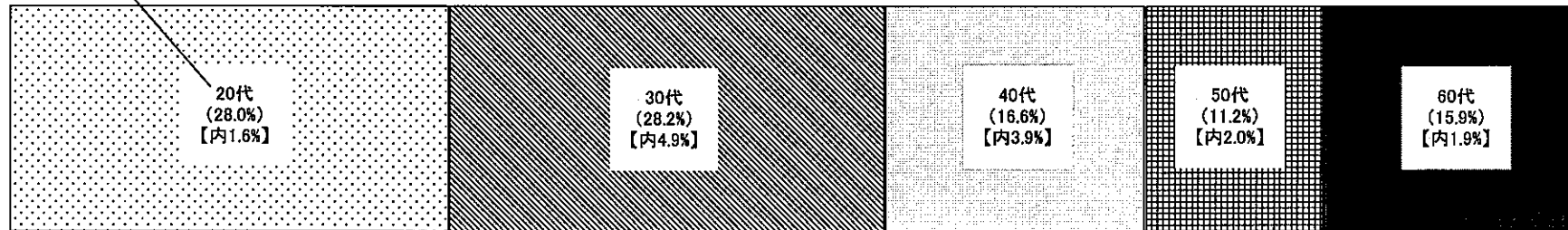
未定稿

扶養者の  
合計所得  
(控除適用割合)

被扶養者の年齢

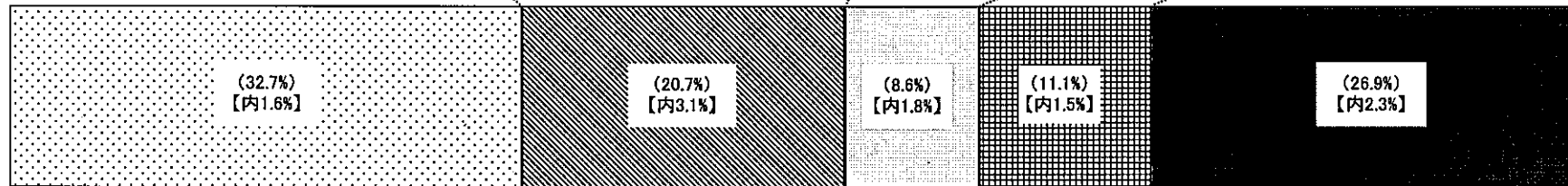
- 成年扶養控除の被扶養者は20代、30代で約6割を占めている。
- 所得が高い人に扶養されている成年の多くは、20代から30代の比較的若い世代。
- 所得が低い人に扶養されている成年は、40代以上の中高年が多く、また、障害者の割合も高い。

～200万円  
(全体の36.2%)



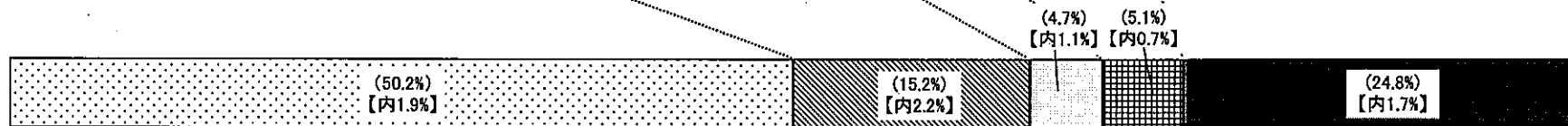
障害者等割合  
14.3%

～400万円  
(全体の30.2%)



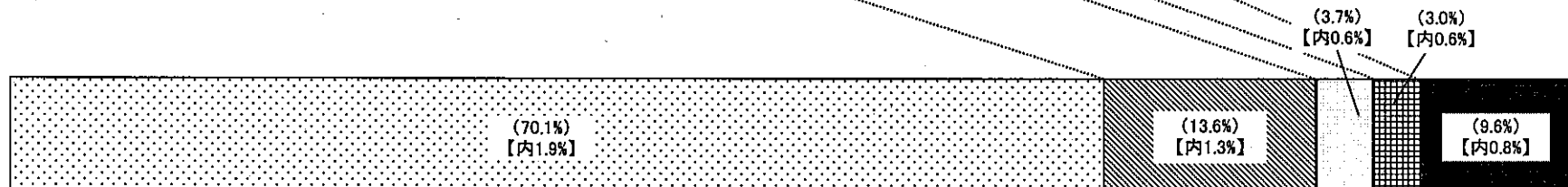
障害者等割合  
10.3%

～600万円  
(全体の13.7%)



障害者等割合  
7.5%

600万円超  
(全体の19.9%)



障害者等割合  
5.2%

(注1) 総務省サンプル調査(9市1町(うち4市は政令指定都市))による。

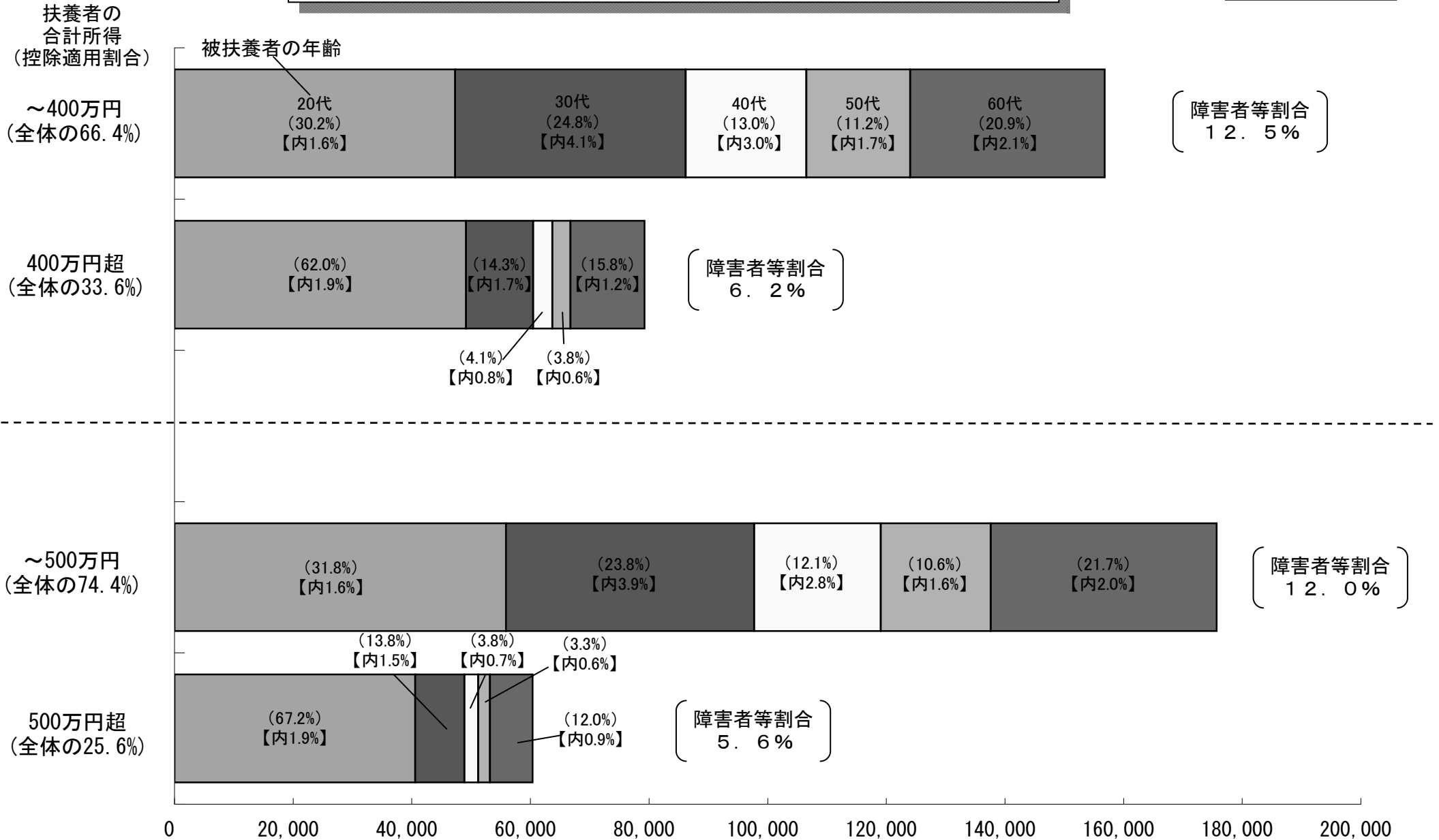
(注2) 9市1町の人口規模は、300万人程度(2市)、150万人程度(2市)、数十万人程度(5市)、数万人程度(1町)。

(注3) 上段( )はその所得階級全体の人員に占める割合、下段【内】はその所得階級全体の人員に占める障害者控除の適用を併せて受けている者の割合を示す。

(注4) 障害者の割合は、総務省サンプル調査のうち障害者に係るデータが入ってきた6市のデータに基づく分布割合。

成年扶養控除適用者の状況（合計所得階級別・年代別）  
 ＜総務省サンプル調査ベース＞

未定稿



（注1）総務省サンプル調査（9市1町（うち4市は政令指定都市））による。

（注2）9市1町の人口規模は、300万人程度（2市）、150万人程度（2市）、数十万人程度（5市）、数万人程度（1町）。

（注3）上段（ ）はその所得階級全体の人員に占める割合、下段【内 】はその所得階級全体の人員に占める障害者控除の適用を併せて受けている者の割合を示す。

（注4）障害者の割合は、総務省サンプル調査のうち障害者に係るデータが入手できた6市のデータに基づく分布割合。

## 障害者手帳の交付者数、介護保険の受給者数

### 障害者手帳の交付者数

6,300 万人（平成 20 年度末現在）

※ 成年扶養控除の対象となっている被扶養者数：約 50 万人（推計値）

### 介護保険の受給者数

31 万人（40 歳～69 歳：平成 22 年 9 月審査分）

## 公費負担医療制度（主なもの）

未定稿

| 類型                         | 制度の概要                                                                                                                                        | 対象者数                                                                            |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 特定疾患治療研究事業に係る医療費助成         | 原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾患（現在 56 の疾患が対象）について医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図るもの。                             | 450,541 人（20～69 歳、平成 21 年度末）                                                    |
| 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る医療費助成 | 先天性血液凝固因子障害等患者の置かれている特別な立場に鑑み、その患者の医療保険等の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、患者の医療費負担の軽減を図るもの。                                                        | 4,398 人（平成 19 年度末）                                                              |
| 予防接種被害者                    | 予防接種法に基づく予防接種を受けた人に健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われるもの。                                                      | 予防接種健康被害者認定数（医療費）：2,133 人（平成 21 年末現在）                                           |
| 感染症法第 18 条に基づく就業制限患者       | エボラ出血熱などの一類感染症及び結核などの二類感染症、コレラなどの三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者は、本人又は保護者が通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務に、そのおそれなくなるまでの期間従事してはならないというもの。 | 結核患者に係る入院勧告実施数：2,318（平成 20 年）                                                   |
| ハンセン病療養所における療養             | 国立ハンセン病療養所及び私立ハンセン病療養所の入所者に対し、必要な療養を行うもの。                                                                                                    | 国立ハンセン病療養所入所者：212 人（23～69 歳、平成 22 年 5 月 1 日現在）<br>私立ハンセン病療養所入所者：15 人（平成 21 年度末） |

| 類型                     | 制度の概要                                                                                                                                                                                                                                                           | 対象者数                                                                               |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ハンセン病療養所退所者、非入所者給与金の支給 | <p>&lt;ハンセン病療養所退所者給与金&gt;<br/>ハンセン病療養所の入所経験があり、現にハンセン病療養所を退所しており、かつ、日本国内に住所を有する人（退所者）に対し、生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するもの。</p> <p>&lt;ハンセン病療養所非入所者給与金&gt;<br/>ハンセン病療養所に入所経験がなく、かつ、日本国内に住所を有する人のうち、厚生労働大臣が定める人（非入所者）に対し、生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するもの。</p> | <p>ハンセン病退所者給与金支給対象者：1,328人</p> <p>ハンセン病療養所非入所者給与金支給対象者：79人<br/>(いずれも平成21年度末現在)</p> |
| 精神障害措置入院患者等            | 自傷他害のおそれのある精神障害者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が指定する2名以上の精神保健指定医の診察の結果、必要と認められる場合、都道府県知事又は政令指定都市市長の権限で強制的に入院を行うもの。                                                                                                                                                          | 1,579人(平成21年度末現在)                                                                  |
| 麻薬中毒措置入院者              | 都道府県知事は、精神保健指定医の診察の結果、その受診者が麻薬中毒者であり、かつ、その人の症状、性行及び環境に照らしてその人を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬等の施用を繰り返すおそれが著しいと認めたときは、その人を麻薬中毒者医療施設に入院させて必要な医療を行うことができるもの。                                                                                                                  | 0人(平成21年)                                                                          |
| 戦傷病者特別援護法の療養給付         | 軍人軍属等で公務に基因し、又は勤務に関連して傷病にかかり、今なお一定程度の障害を有する人及び療養の必要がある人に対し、国家補償の精神に基づき、公務上の傷病につき療養を必要とする人に給付を行うもの。                                                                                                                                                              | 戦傷病者手帳の交付：29,673人(22年4月1日現在)                                                       |
| 原子爆弾被爆者                | 原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、医療の給付、手当の支給等の措置を講じているもの。                                                                                                                                                                                | 被爆者健康手帳の交付：227,565人(平成22年3月31日現在)                                                  |

| 類型                    | 制度の概要                                                                                                 | 対象者数                                                  |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 中国残留邦人の医療支援給付         | 今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦以外の地域に残留することを余儀なくされた中国残留邦人等の永住帰国者及びその配偶者で、一定の要件に該当するものに対し医療支援給付を行うもの。           | 支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証交付者数：7,272人（平成22年8月現在） |
| 医療監察法の規定による入院患者又は通院患者 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った人に対して、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、国が、継続的かつ適切な入院医療若しくは通院医療を行うもの。            | 入院患者：480人<br>通院患者：520人<br>（平成22年7月31日現在）              |
| 自立支援医療における精神通院医療受給者   | 統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。     | 128万件（平成20年度支給決定件数）                                   |
| 肝炎治療特別促進事業            | B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療及びB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものについて、医療費の助成を行うもの。 | 26,594件（平成21年度インターフェロン治療受給者）                          |

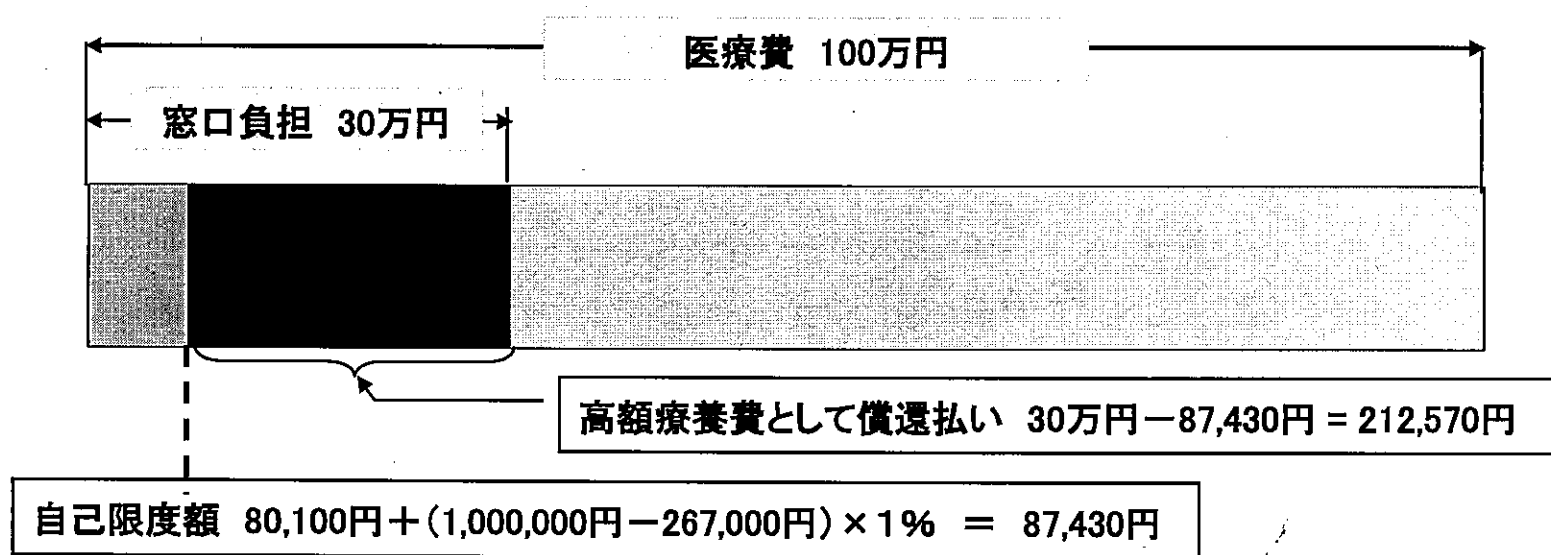
## 高額療養費制度の概要

- 医療機関の窓口において医療費の定率の一部負担金を支払っていただいた後、この患者負担が過重とならないよう、月ごとの自己負担限度額を超える部分につき、原則として、事後的に保険者から償還払い(※)される制度。【高額療養費の支給件数:1,438 万件(平成 19 年度:医療保険分(69 歳以下))】

※ 入院の場合は、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みを導入

- 自己負担限度額については、被保険者の所得に応じ、一般・上位所得者・低所得者に分かれる。

### <一般的なケース(3割負担)>



※ 80,100 ÷ 0.3 = 267,000

(注) 同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金(70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要)を合算することができる。この合算額が限度額を超えれば、高額療養費の支給対象となる。

## 勤労学生控除の対象となる学校

- 学校教育法に規定する高等学校、大学（大学院を含む。）、高等専門学校など
- 専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの

- ・ 専修学校  
職業に必要な技術の教授をすること、修業期間が1年以上で授業時間数が800時間以上であることなど。
- ・ 各種学校  
職業に必要な技術の教授をすること、修業期間が2年以上で、その1年の授業時間数が680時間以上であることなど。

- 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの

## 成年扶養控除対象となる学生数について(推計)

文部科学省作成資料

未定稿

| 23歳～69歳とした場合 | [参考]23歳～24歳とした場合 |
|--------------|------------------|
| 約43万人        | 約23万人            |

※ ここでいう通学には、大学や高等学校のほか、各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

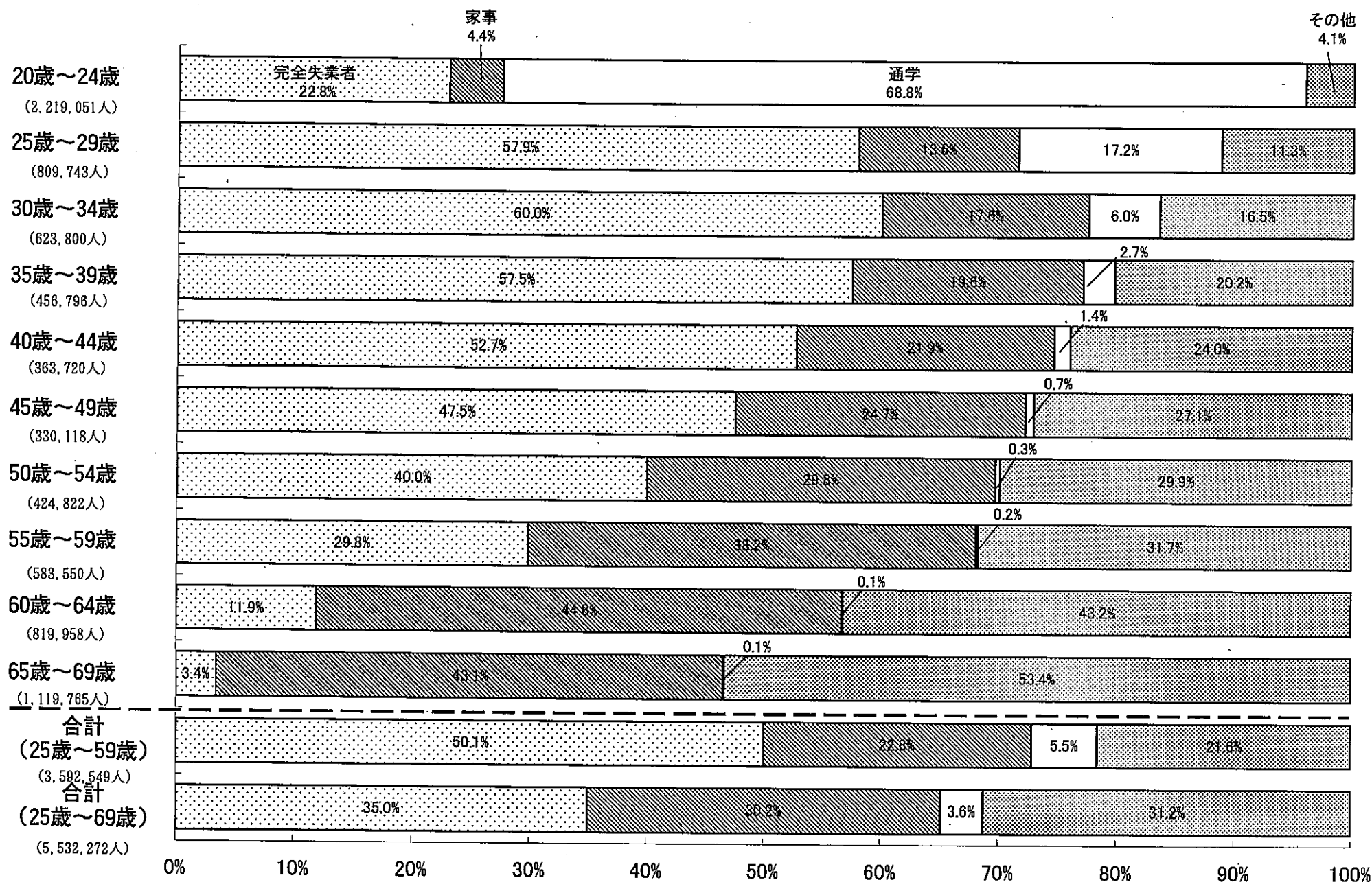
※ 「平成17年国勢調査」により作成。「23歳～69歳とした場合」の学生数は、23歳～24歳の非労働力人口のうち通学をしている者及び、25歳～69歳の非労働力人口のうち通学をしていて、「未婚者」、「死別者」、「離別者」の合計の人数であり、「[参考]23歳～24歳とした場合」の学生数は、23歳～24歳の非労働力人口のうち通学をしている者の人数である。

### [参考]上記の内訳(推計)

- ・大学生 約21万人
- ・大学院生計 約18万人
  - 修士課程 約13万人
  - 博士課程 約4万人
  - 専門職学位課程 約1万人
- ・専修学校 約3万人
- ・各種学校 約1万人

[出典]学校基本調査等

# 完全失業者及び非労働力人口の構成比（未婚者、離婚者、死別者）



（注）平成17年国勢調査「労働力状態、就業者の産業、就業時間など（第2次基本集計）」による。

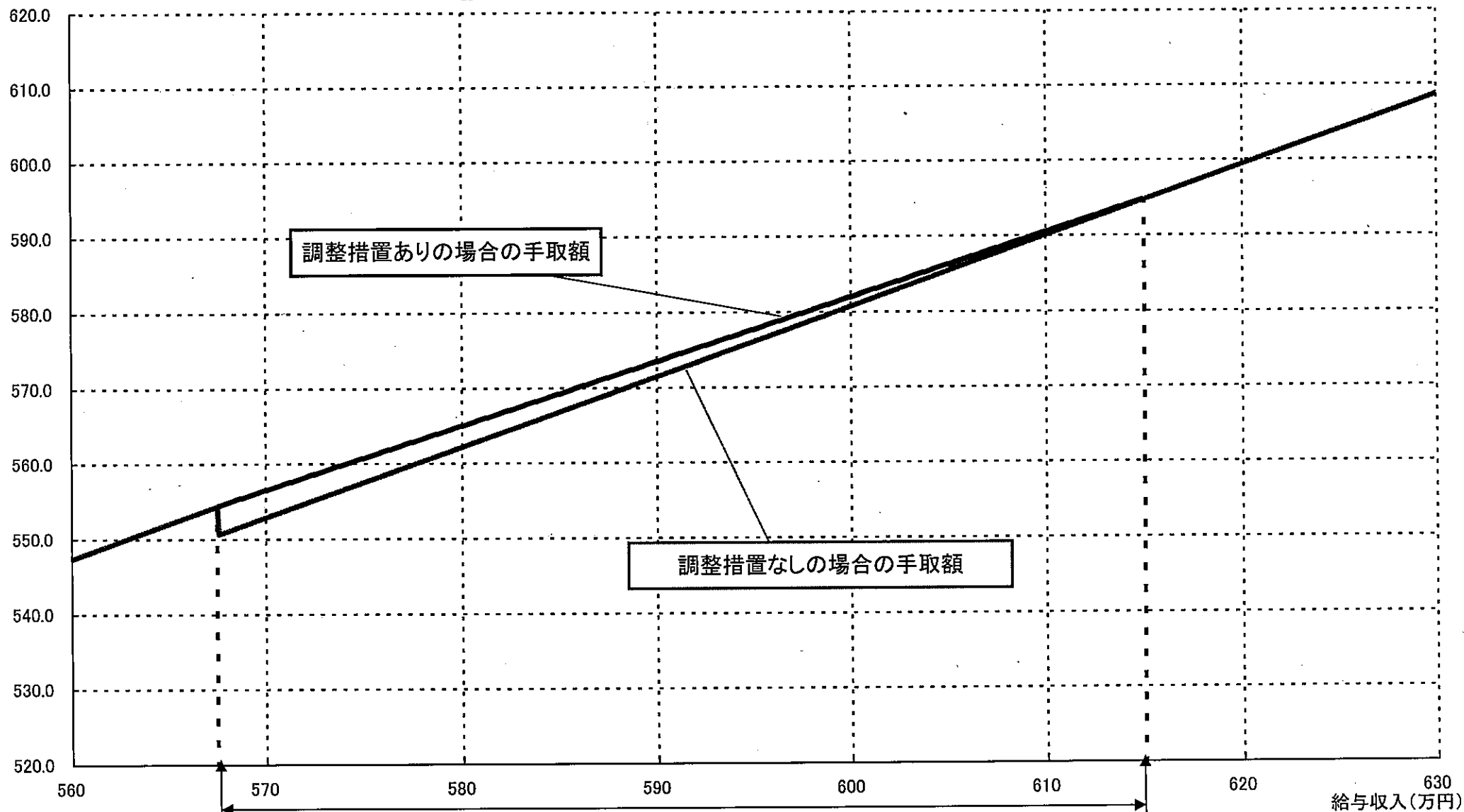
## 所得制限のある所得控除

|          | 創 設 年<br>(所得税)   | 対 象 者                                       | 控 除 額  |        | 本人の所得要件             |
|----------|------------------|---------------------------------------------|--------|--------|---------------------|
|          |                  |                                             | 所 得 税  | 住 民 税  |                     |
| 配偶者特別控除  | 昭和62年            | 生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者        | 最高38万円 | 最高33万円 | 年間所得1,000万円以下       |
| 寡婦控除     | 昭和26年<br>(1951年) | ① 夫と死別した者<br>② 夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 | 27万円   | 26万円   | ①の場合<br>年間所得500万円以下 |
| (特別寡婦加算) | 平成元年<br>(1989年)  | 寡婦で、扶養親族である子を有する者                           | + 8 万円 | + 4 万円 | 年間所得500万円以下         |
| 寡夫控除     | 昭和56年<br>(1981年) | 妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者                    | 27万円   | 26万円   | 年間所得500万円以下         |

# 成年扶養控除の調整措置(イメージ)

前提：夫婦・成年扶養1人、所得制限：400万円

手取額(万円)  
(給与収入－所得税額)



所得制限(400万円)  
負担調整始点  
567.5万円

合計所得金額400万円～438万円で控除額を段階的に縮減

〔所得金額が1万円増加することにより、成年扶養親族1人につき控除額を1万円ずつ縮減〕

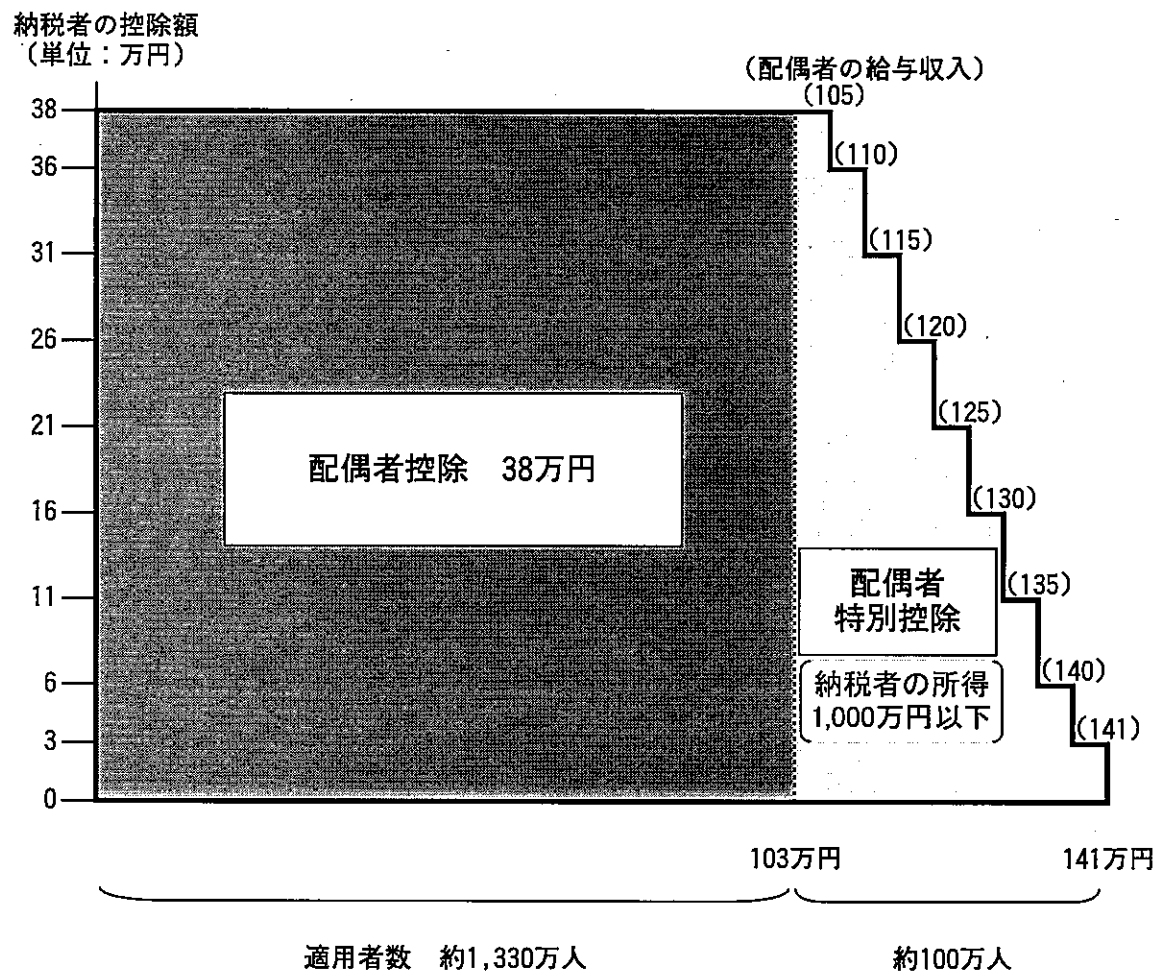
負担調整終点  
615.0万円  
(所得438万円)

## 4. 配偶者控除について

【平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）】

配偶者控除については、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組むこととします。

## 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）



### ＜現行の配偶者特別控除制度の仕組み＞

○現行の配偶者特別控除は、配偶者の給与収入が103万円を超え、141万円までの場合に適用され、収入に応じて控除額が増減する仕組み。これにより、手取の逆転現象が解消。

#### ○手取りの逆転現象の解消の具体例

- ①夫の給与収入1,000万円と妻の給与収入100万円の世帯と
- ②夫の給与収入1,000万円と妻の給与収入105万円の世帯の比較

#### ＜配偶者特別控除がない場合＞

- ①の世帯の手取額：987万円（税負担額113万円）
- ②の世帯の手取額：981万円（税負担額124万円）

⇒世帯収入が5万円増えたにも関わらず手取が6万円減少。

#### ＜配偶者特別控除がある場合＞

- ①の世帯の手取額：987万円（税負担額113万円）
- ②の世帯の手取額：991万円（税負担額114万円）

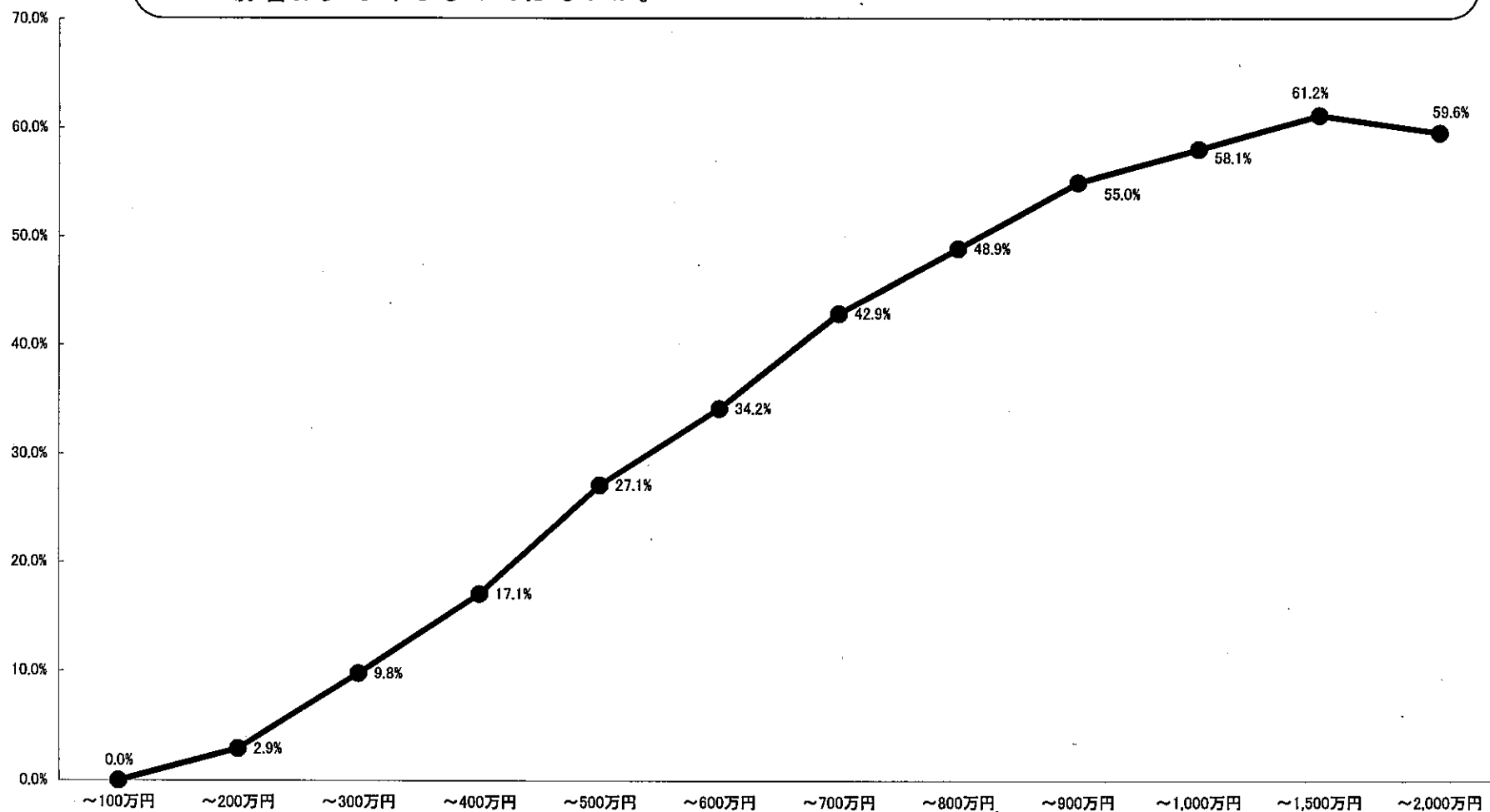
⇒世帯収入が5万円増えたことにより手取が4万円増加。

（備考）適用者数は、平成22年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

給与所得者の適用者数は、配偶者控除：約903万人、配偶者特別控除：約68万人（国税庁「民間給与の実態（平成20年分）」（年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者（納税者））。 38

## 給与階級別の配偶者控除適用割合

- 配偶者控除の適用割合は、給与収入が高いほど、適用割合は高くなる。ただし、給与収入1000万円程度で頭打ちとなる傾向が見られる。
- 一定以上の高所得者であれば、配偶者が働かなくとも十分な生活水準を維持することができ、生活費を補完するために配偶者が働く必要がなくなるため、世帯主の収入の配偶者の就労割合への影響は少なくなるのではないか。

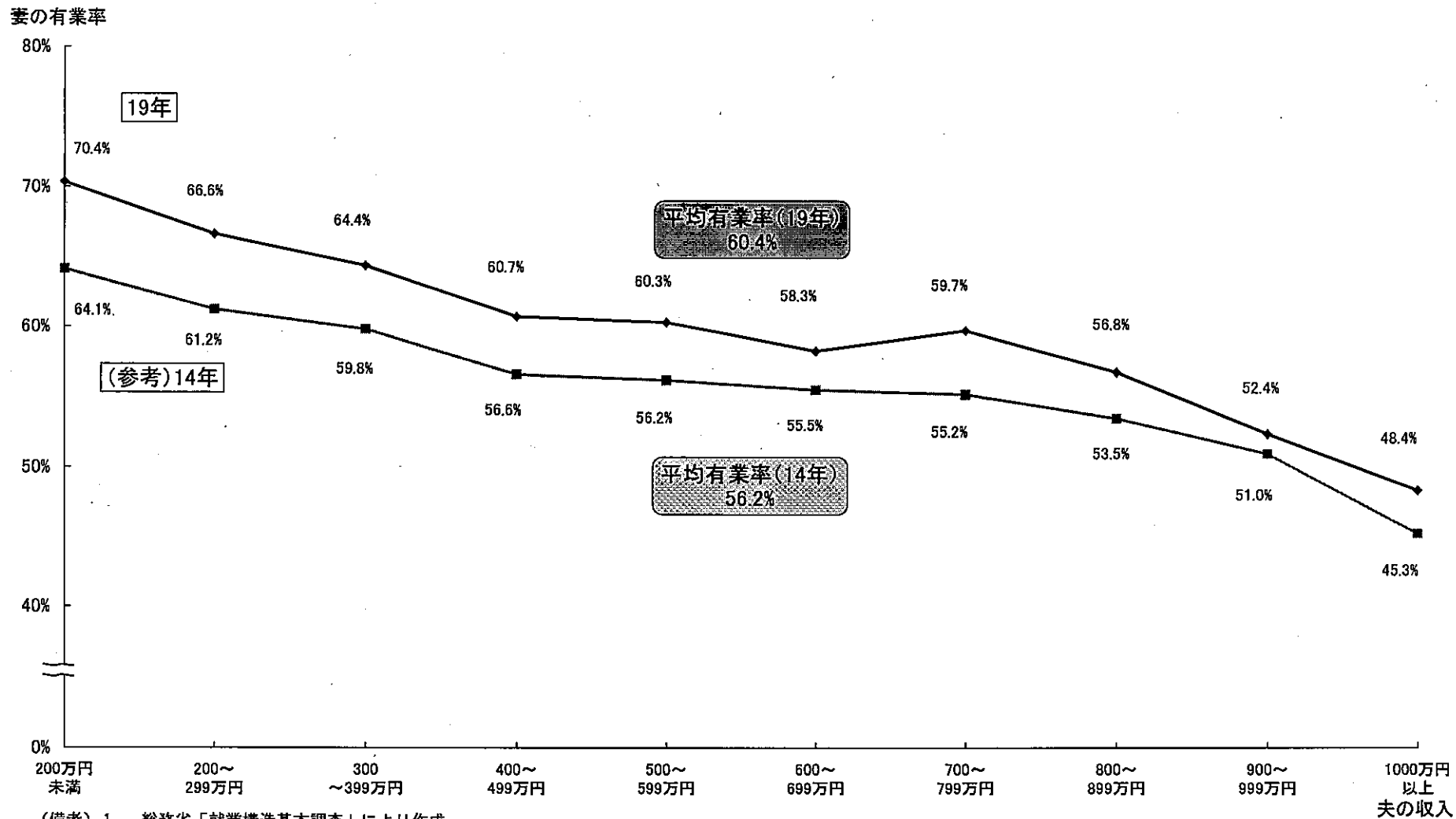


(備考) 「税務統計から見た民間給与の実態」(平成20年分)による。

(注) 「年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者」の総数に対する配偶者控除の適用者の割合である。

## 夫〔60歳未満〕の収入階層別の妻の有業率

○ 夫の収入が低いほど、妻の就労割合は高く、夫の収入が高いほど妻の就労割合は低い傾向がみられる。



- (備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」により作成。  
 2. 上記の妻の有業率は、夫が60歳未満の有業者である場合に妻が有業者である割合を示す。  
 3. 有業者とは、ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者をいう。  
 4. 家族従業者を除いて計算している。

## 5. 金融証券税制について

【平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）】

### 第3章 各主要課題の改革の方向性

#### 2. 個人所得課税

##### （1）所得税

##### ② 現状と課題

現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性を喪失している状態と言えます。

その原因としては、（中略）分離課税している金融所得などに軽課していることが挙げられます。

##### ③ 改革の方向性

（略）本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

### 第4章 平成 22 年度税制改正

#### 2. 個人所得課税

##### （2）金融証券税制

##### ① 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

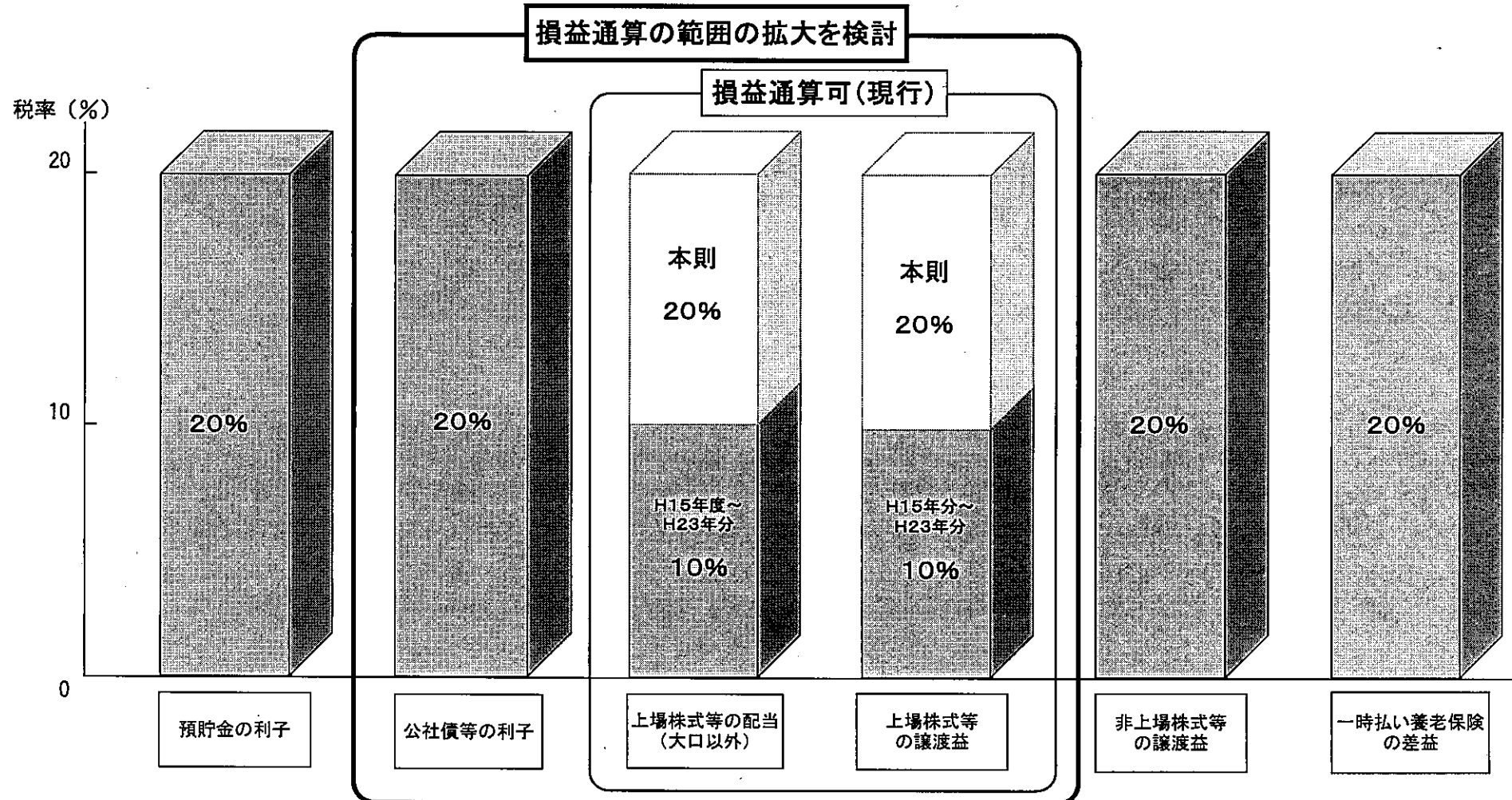
### 11. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

（1）金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成 23 年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討します。

## 主な金融商品の税率

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適當。
- 損益通算の範囲を拡大することは、投資家のリスクの軽減につながるもの。損益通算の範囲拡大のためにも税率等の均衡化が必要。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっていることから、税率等の均衡化が必要。



- (注) 1 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。  
 2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。

# 上場株式等の譲渡益及び配当の課税について

|          | ～20. 12        | 21. 1 ～ 23. 12                                                                                                           | 24. 1～         |
|----------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 税 率      | 10%            | <b>【原則】</b><br>20%                                                                                                       | 20%            |
|          |                | <b>【特例措置】</b><br><br>上場株式等の譲渡益                      10%<br><br>上場株式等の配当                      10%<br>(大口株主等が支払を受けるものを除く。) |                |
| (源泉徴収税率) | 10%<br>(申告不要可) | 10%<br>(申告不要可)                                                                                                           | 20%<br>(申告不要可) |
| 損益通算     | -              | 上場株式等の譲渡損と配当の損益通算<br>21. 1～ 確定申告による対応<br>22. 1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に                                                      |                |

(注) 1 「大口株主等」とは、発行済株式等の総数の5%以上の株式等を有する者をいう。

2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。

## 勤労性所得との比較

- 勤労性所得に対する税率は、国・地方合計で10～50%。  
 所得税の課税所得（総合課税分）に適用される税率は、平均的に10%程度。これに住民税（一律10%）を加えれば 20%程度。
- 勤労性所得と比較すると、証券税制の軽減税率10%は相当低い水準ではないか。
- 利子所得と比較しても、証券税制の軽減税率10%はアンバランスではないか。

|                  | 勤 労 性 所 得                                                                                                                                | 利 子 所 得                                             | 上場株式等に係る<br>譲渡所得及び配当所得                                                                                                                        |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課<br>税<br>方<br>式 | <p>総合課税</p> <p>【平均】20%</p> <p>(注)2 10%</p> <p>15%</p> <p>30%</p> <p>33%</p> <p>43%</p> <p>50%</p> <p>所得税<br/>+<br/>個人住民税</p> <p>課税所得</p> | <p>源泉分離課税</p> <p>20%</p> <p>所得税<br/>+<br/>個人住民税</p> | <p>分離課税</p> <p>原則: 20%</p> <p>10%</p> <p>(所得税)<br/>+<br/>(個人住民税)</p> <p>原則として、平成20年末をもって廃止。<br/>ただし、経過措置として、平成21～23年<br/>の3年間は10%軽減税率を適用。</p> |

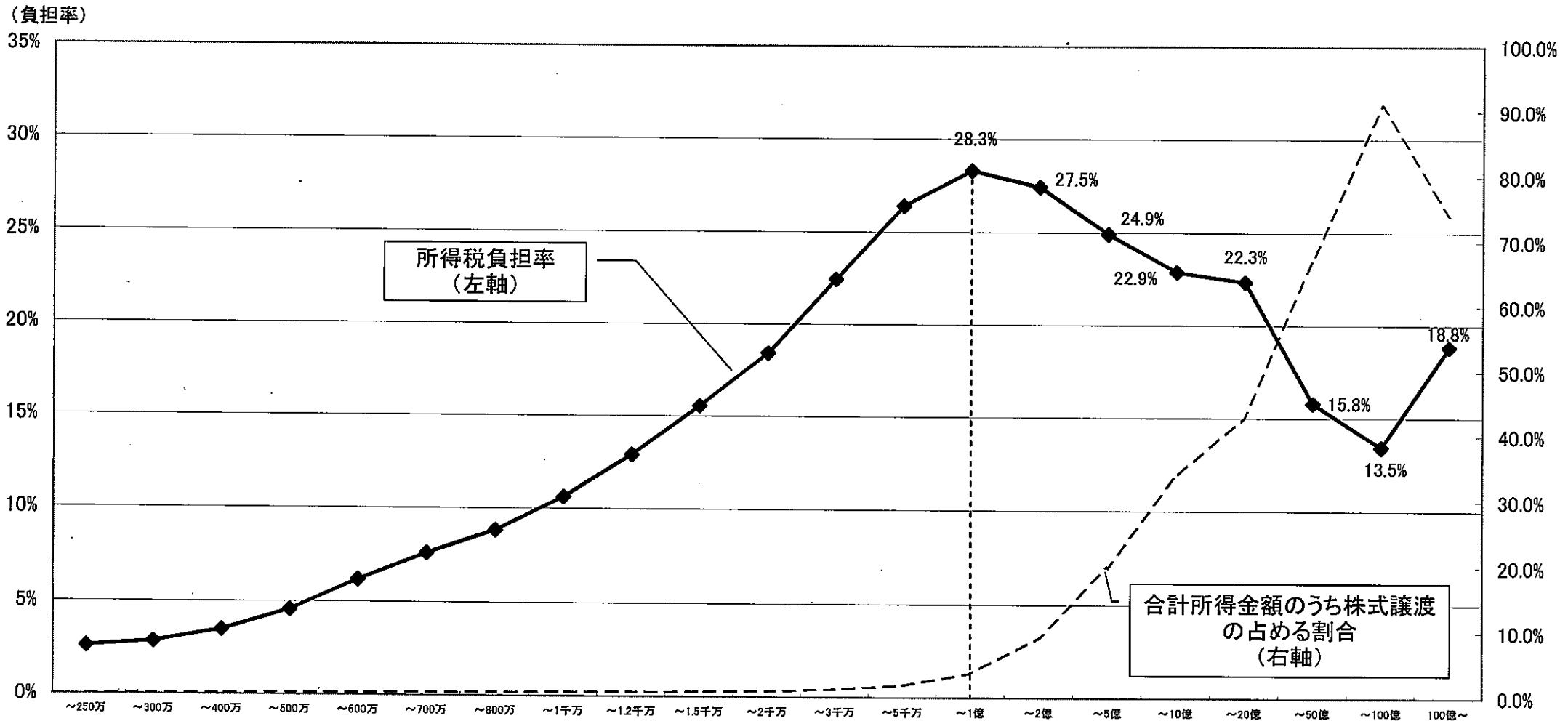
(注)1 配当所得については、源泉徴収税率であり、総合課税(配当控除)、申告分離課税又は申告不要の選択制である。

2 勤労性所得について10%の税率の適用を受けるのは、所得税の課税最低限以下の者で個人住民税だけが課税される者のみである。(夫婦二人世帯で収入270.0万円～325.0万円)

3 所得税の平均的な税率については平成22年度予算ベースである。

## 申告納税者の所得税負担率（平成20年分）

- 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽減していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。



(備考) 国税庁「平成20年分申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

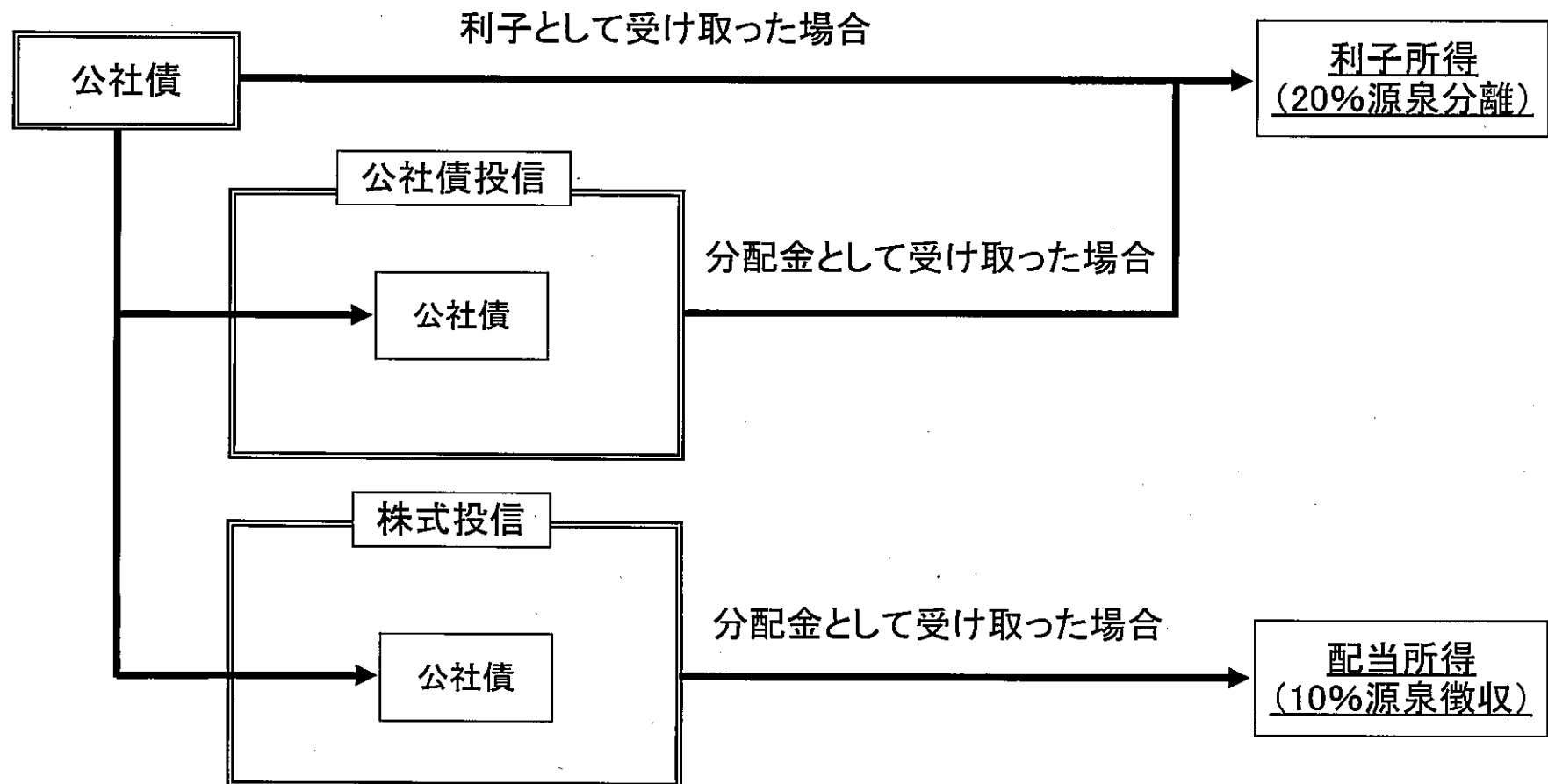
(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

(合計所得金額:円)

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

## 公社債の利子、公社債投資信託の収益分配金と株式投資信託の収益分配金との比較

- 金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工することが可能となっており、例えば、事実上ほとんど公社債で運用されている投資信託(定義上、株式投信)の運用益は、実質的に利子と変わらないが、10%軽減税率の適用を受けることが可能となっている。



主要国における利子、配当、キャピタル・ゲイン課税 (未定稿)

(2010年7月現在)

|             | アメリカ                                                                                                                                                                                                                        |                                                        | イギリス                                                                                                                                                  |                  | ドイツ                                                                                                                                                                                                           |         | フランス                                                                                                                                   |                                                                                      |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 利子課税        | 総合課税                                                                                                                                                                                                                        | 10~35%<br>2011年から<br>15~39.6%                          | 段階的課税                                                                                                                                                 | 10、20、40、<br>50% | 申告不要〔分離課税〕<br>※総合課税も選択可                                                                                                                                                                                       | 26.375% | 総合課税 又は<br>源泉分離課税                                                                                                                      | 17.6~52.1% 又は 30.1%<br>2011年から(改正案)<br>17.6~53.1% 又は 31.1%                           |
| 配当課税        | 段階的課税<br>2011年から<br>総合課税                                                                                                                                                                                                    | 0、15%<br>2011年から<br>15~39.6%                           | 段階的課税                                                                                                                                                 | 32.5、42.5%       | 申告不要〔分離課税〕<br>※総合課税も選択可                                                                                                                                                                                       | 26.375% | 総合課税 又は<br>源泉分離課税                                                                                                                      | 17.6~52.1% 又は 30.1%<br>2011年から(改正案)<br>17.6~53.1% 又は 31.1%                           |
| 株式譲渡益<br>課税 | 段階的課税                                                                                                                                                                                                                       | 0、15%<br>2011年から<br>5年超保有は8%、18%<br>5年以下保有は10%、<br>20% | 段階的課税                                                                                                                                                 | 18%、28%          | 申告不要〔分離課税〕<br>※総合課税も選択可                                                                                                                                                                                       | 26.375% | 申告分離課税                                                                                                                                 | 30.1%<br>※譲渡額が年25,730ユーロ<br>(約296万円)以下の場合は<br>非課税。<br>2011年から(改正案)<br>31.1%(非課税枠は廃止) |
| 備考          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記とは別途、州税等(州・地方政府税)が課されるが、税率等は各々異なる。</li> <li>・給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。</li> <li>・現行の税率等については2010年までの期限措置とされており、2011年からの取扱いについては確定していない。</li> </ul> |                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式譲渡益が年10,100ポンド(約135万円)以下の場合は非課税。</li> <li>・給与所得等、利子所得、配当所得、株式譲渡益の順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。</li> </ul> |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本所得と他の所得を合算して、総合課税税率が25%以下の者は、申告により総合課税の税率が適用される。</li> <li>・申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合は、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。</li> </ul> |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記税率には、所得税(総合課税:5.5~40%、金融所得に対する分離課税:18%)の他、比例税率の社会保障関連諸税(給与所得には8%、金融所得には12.1%)を含む。</li> </ul> |                                                                                      |

|                |  |                                                                                                        |                                                                                                                    |                                                                                                             |
|----------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貯蓄等に係る<br>主な特例 |  | ○ 個人貯蓄口座(ISA)<br>対象: 債券・株式・預金、生命<br>保険<br>措置: 利子、配当、キャピタル・<br>ゲインの非課税<br>拠出 年10,200ポンド<br>限度: (約137万円) | ○ 貯蓄者控除制度<br>対象: 債券・株式・預金等<br>措置: 利子、配当、キャピタル・ゲインに対する<br>所得控除<br>控除 年801ユーロ(約9万円)(夫婦合算の<br>限度: 場合は1,601ユーロ(約18万円)) | ○ 貯蓄金庫A通帳(Livret A)<br>対象: 預金<br>措置: 利子非課税<br>預入 総額15,300ユーロ(約176万円)<br>限度:                                 |
|                |  |                                                                                                        |                                                                                                                    | ○ 株式貯蓄計画(PEA)<br>対象: 株式<br>措置: 配当、キャピタル・ゲイン非課税<br>拠出 13.2万ユーロ(約1,518万円)<br>限度: (夫婦合算の場合は26.4万ユーロ(約3,036万円)) |

(注) 各国とも2010年7月の税法による。邦貨換算レートは、1ドル=92円、1ポンド=134円、1ユーロ=115円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成22年5月中における実勢相場の平均値)。

# 主要国の配当に係る負担調整に関する仕組み【個人株主段階における法人税と所得税の調整方式】

- 個人段階で配当所得に課される所得税については、法人税との負担調整をどのように行うか古くから議論されてきている。1936 年以降負担調整を行っていないアメリカに加え、近年、ドイツ、フランスでも調整措置のない分離課税方式が導入され、配当に係る負担調整を行わないことは主要国における趨勢となっている。

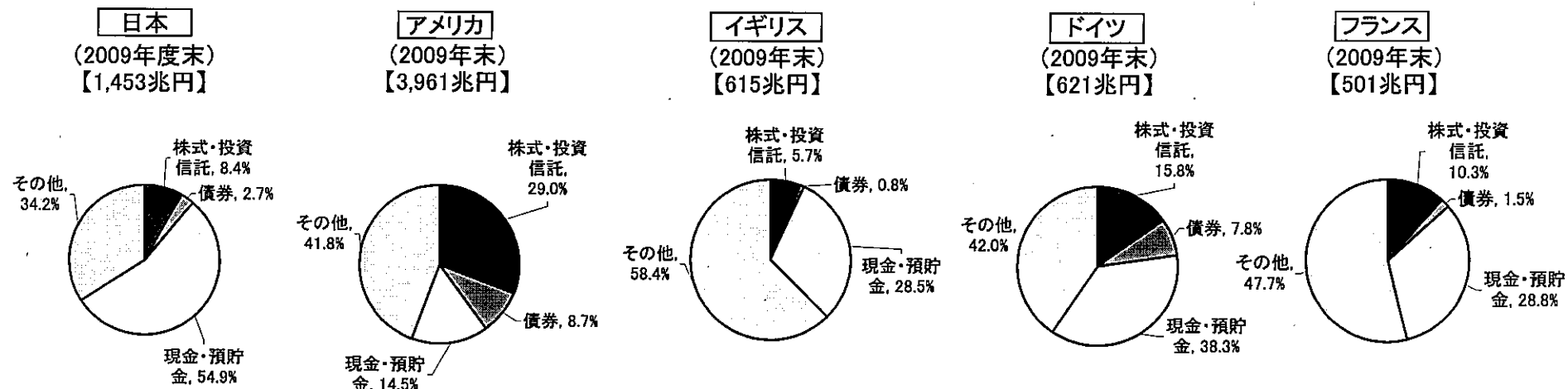
(2010 年 7 月現在)

| 日 本                                              | アメリカ   | イギリス   | ドイツ    | フランス                                                             |
|--------------------------------------------------|--------|--------|--------|------------------------------------------------------------------|
| <b>【確定申告不要又は申告分離課税を選択した場合】</b><br><br>調整措置なし     | 調整措置なし | 部分的な調整 | 調整措置なし | <b>【分離課税を選択した場合】</b><br><br>調整措置なし                               |
| <b>【総合課税を選択した場合】</b><br><br>配当控除<br>(配当所得税額控除方式) |        |        |        | <b>【総合課税を選択した場合】</b><br><br>配当所得一部控除方式<br>(受取配当の 60%を株主の課税所得に算入) |

- (注) 1. 日本では、上場株式等の配当については源泉徴収されており、確定申告不要と総合課税とを選択することができる。また、株式譲渡損との損益通算のために申告分離課税も選択することができる。
2. アメリカにおいては、個人株主段階で配当所得に対し、通常税率（10%～35%の 6 段階）に代えて、2010 年までの時限措置として軽減税率（2008 年から 2010 年には 0%、15%の 2 段階）が適用されている。なお、アメリカは 1936 年に個人株主段階における法人税と所得税の調整措置を廃止している。
3. イギリスにおける「部分的な調整」とは、部分的インピュテーション方式である。インピュテーション方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した金額を控除する方式のことをいう。受取配当に対応する法人税額の全部を株主に帰属させる完全インピュテーションの場合、法人所得のうち配当に充てた部分に関する限り、二重課税は完全に排除される。なお、イギリスの部分的インピュテーション方式では、受取配当にその 1/9 を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の 1/9 を控除する。
4. ドイツでは、2008 年まで総合課税のもと、配当所得一部控除方式（受取配当の 50%を株主の課税所得に算入）が採られていたが、2009 年から、利子・配当・キャピタルゲインに対する一律 25%の申告不要（分離課税）が導入されたことに伴い、個人株主段階における法人税と所得税の調整は廃止された。
5. フランスでは、2007 年まで総合課税のもと、配当所得一部控除方式（受取配当の 60%を株主の課税所得に算入）が採られていたが、2009 年から、総合課税と分離課税の選択制が導入され、分離課税を選択した場合には個人株主段階における法人税と所得税の調整は行われないこととなった。

# 主要国の資産構成及び税制の比較

## 1 個人金融資産の構成比



(注1) 【 】は個人金融資産(家計の保有する金融資産であるが、アメリカ、イギリス及びドイツは対家計民間非営利団体の保有する金融資産を含む)の総額である。

(注2) 日本、イギリス、及びフランスの「株式」は居住者が発行する株式のうち上場されているものを計上しているが、アメリカ及びドイツは非上場株式及び非居住者発行の株式も含んでいる。

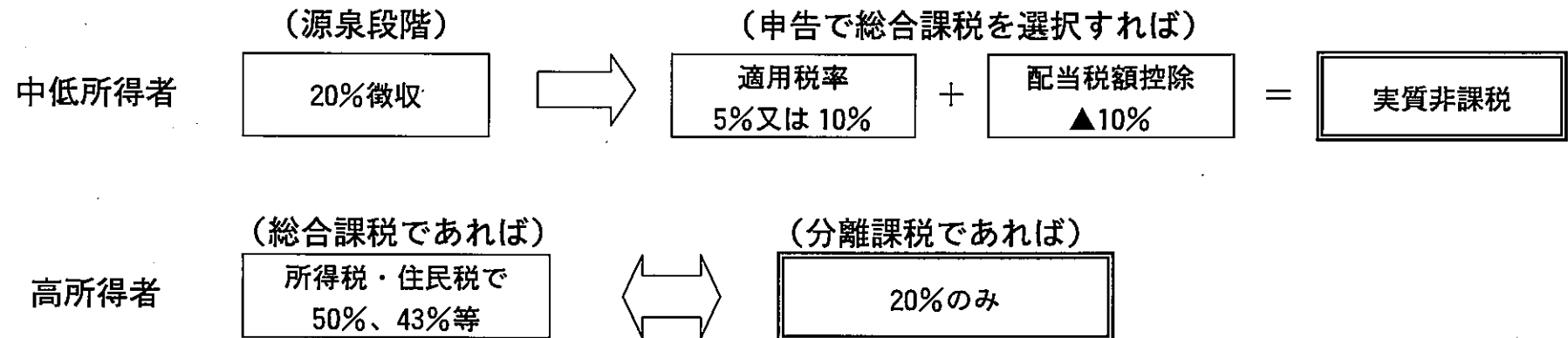
## 2 証券税制

|          | 日本                                                               | アメリカ                                                                                              | イギリス                                                                     | ドイツ                                       | フランス                                                               |
|----------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 配当課税     | 【時限措置(2010年まで)】<br>申告不要〔分離課税〕 <u>10%</u><br>又は総合課税 <u>10～50%</u> | 【時限措置(2010年まで)】<br>段階的課税2段階 <u>0、15%</u><br>＋州税等(総合課税)                                            | 段階的課税<br>3段階 <u>10、32.5、42.5%</u>                                        | 申告不要〔分離課税〕<br><u>26.375%</u><br>※総合課税も選択可 | 総合課税 <u>17.6～52.1%</u> 又は<br>源泉分離課税 <u>30.1%</u>                   |
|          | 【2011年から】<br>申告不要〔分離課税〕 <u>20%</u><br>又は総合課税 <u>10～50%</u>       | 【2011年から】<br>総合課税 <u>15～39.6%</u><br>＋州税等(総合課税)                                                   |                                                                          |                                           | 【2011年から(改正案)】<br>総合課税 <u>17.6～53.1%</u> 又は<br>源泉分離課税 <u>31.1%</u> |
| 株式等譲渡益課税 | 【時限措置(2010年まで)】<br>申告分離課税<br><u>10%</u>                          | 【時限措置(2010年まで)】<br>段階的課税2段階 <u>0、15%</u><br>＋州税等(総合課税)                                            | 段階的課税<br>2段階 <u>18%、28%</u><br>※譲渡益が年10,100<br>ポンド(約135万円)以下<br>の場合は非課税。 | 申告不要〔分離課税〕<br><u>26.375%</u><br>※総合課税も選択可 | 申告分離課税 <u>30.1%</u><br>※譲渡額が年25,730<br>ユーロ(約296万円)以下<br>の場合は非課税。   |
|          | 【2011年から】<br>申告分離課税<br><u>20%</u>                                | 【2011年から】<br>段階的課税<br>5年超保有は <u>8%、18%</u><br>＋州税等(総合課税)、<br>5年以下保有は <u>10%、20%</u><br>＋州税等(総合課税) |                                                                          |                                           | 【2011年から(改正案)】<br>申告分離課税 <u>31.1%</u><br>※非課税枠は廃止。                 |

(備考) 各国とも2010年7月の税法による。邦貨換算レートは、1ユーロ＝115円(裁定外国為替相場:平成22年5月中における実勢相場の平均値)

## いわゆる配当の二重課税論について

配当に係る所得税については、中低所得者は配当税額控除を利用すれば、実質的に非課税となり、また、高所得者はそもそも 20%分離課税であっても相当程度軽減されており、十分配慮が行われている。

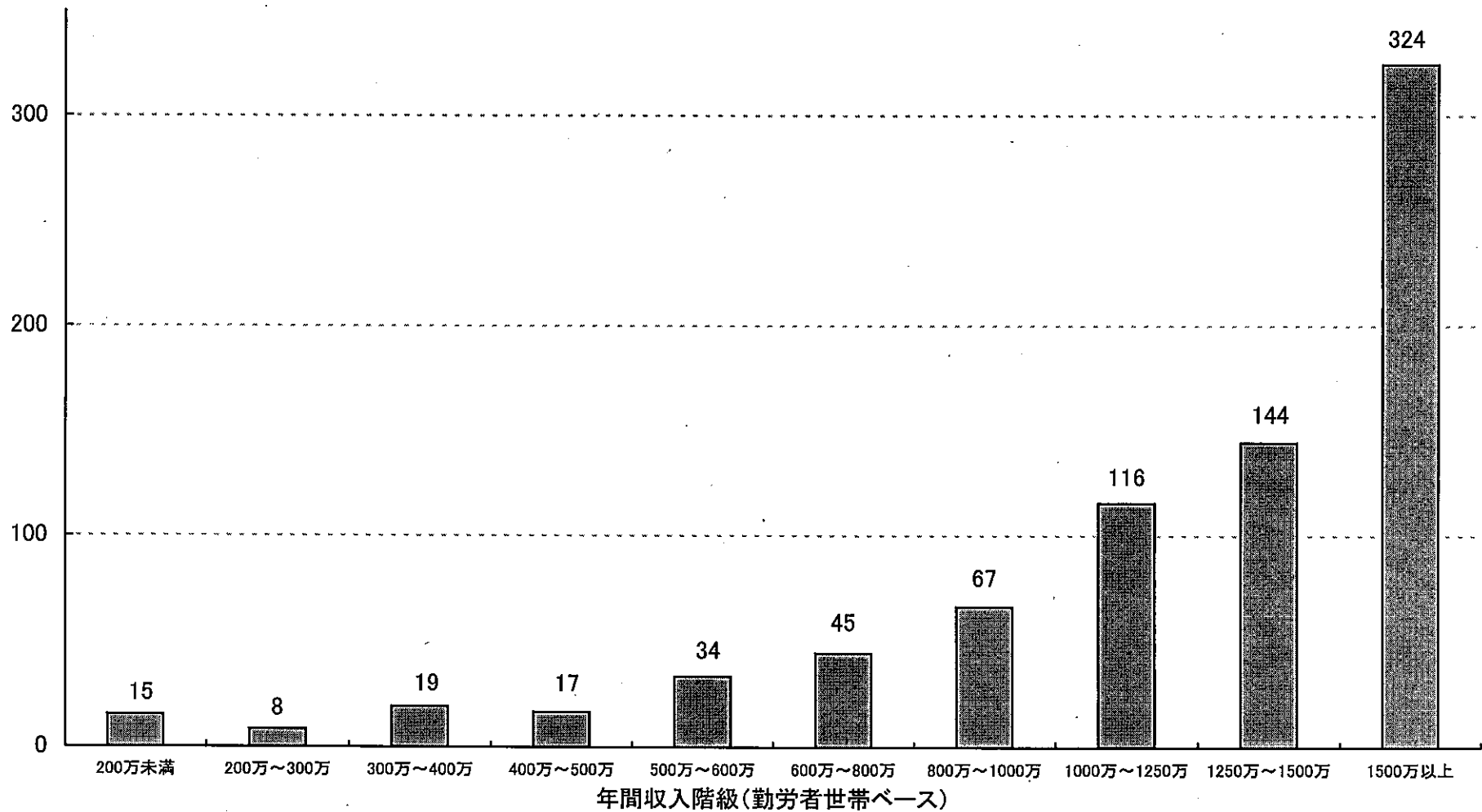


配当に係る負担調整を行わないことは主要国における趨勢。

| 日本                             | アメリカ   | イギリス   | ドイツ    | フランス                           |
|--------------------------------|--------|--------|--------|--------------------------------|
| 調整措置なし<br>総合課税選択で<br>配当税額控除が可能 | 調整措置なし | 部分的な調整 | 調整措置なし | 調整措置なし<br>総合課税選択で<br>部分的な調整が可能 |

## 収入階級別の株式・株式投資信託の一世帯当たり平均保有額(勤労者世帯)

(万円)



注1 総務省「平成16年全国消費実態調査貯蓄・負債結果表」より作成。

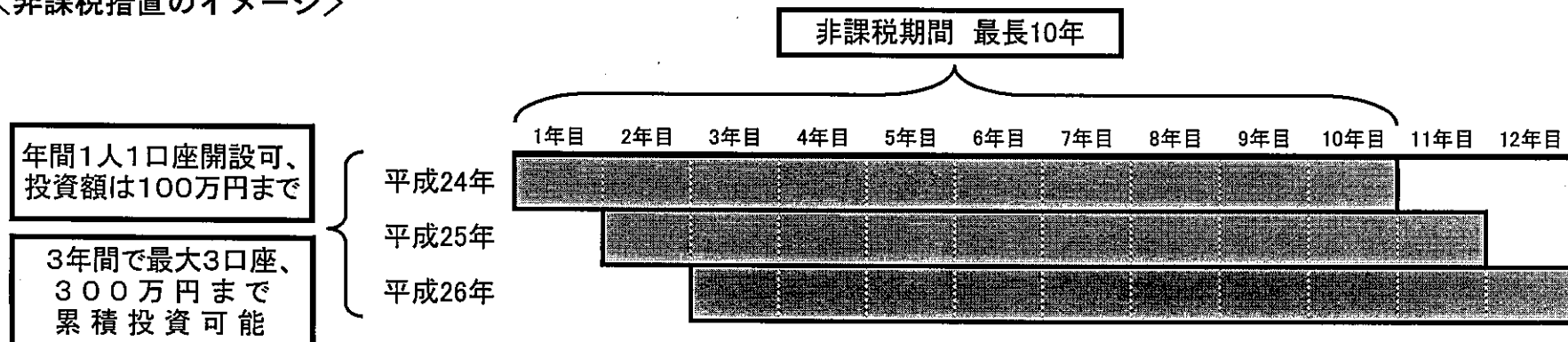
## 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

平成 24 年から実施される上場株式等の 20%本則税率化にあわせて導入することとされている。

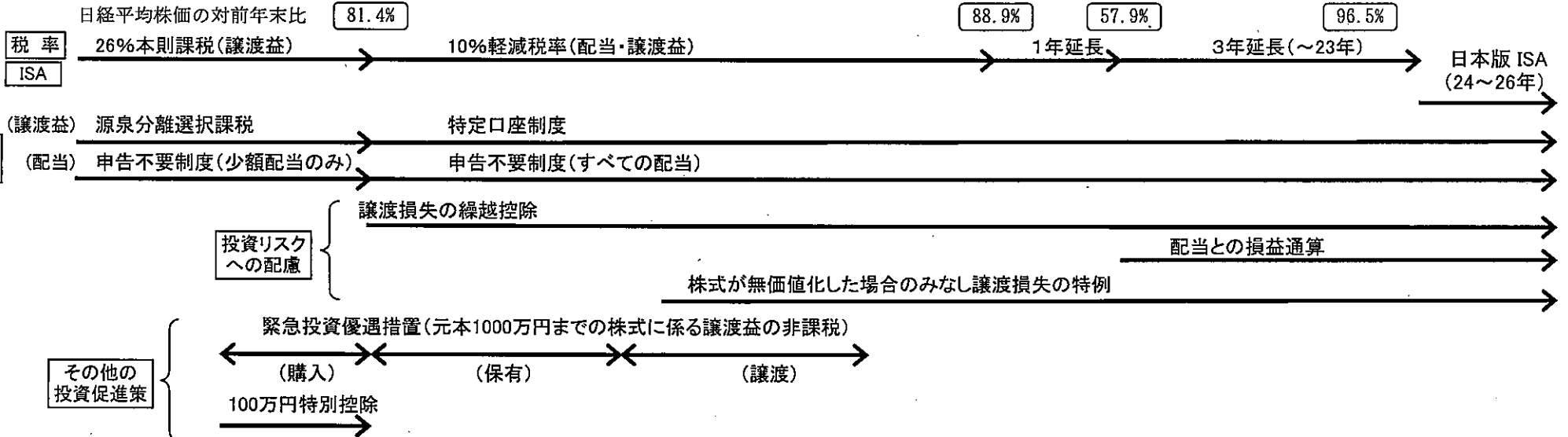
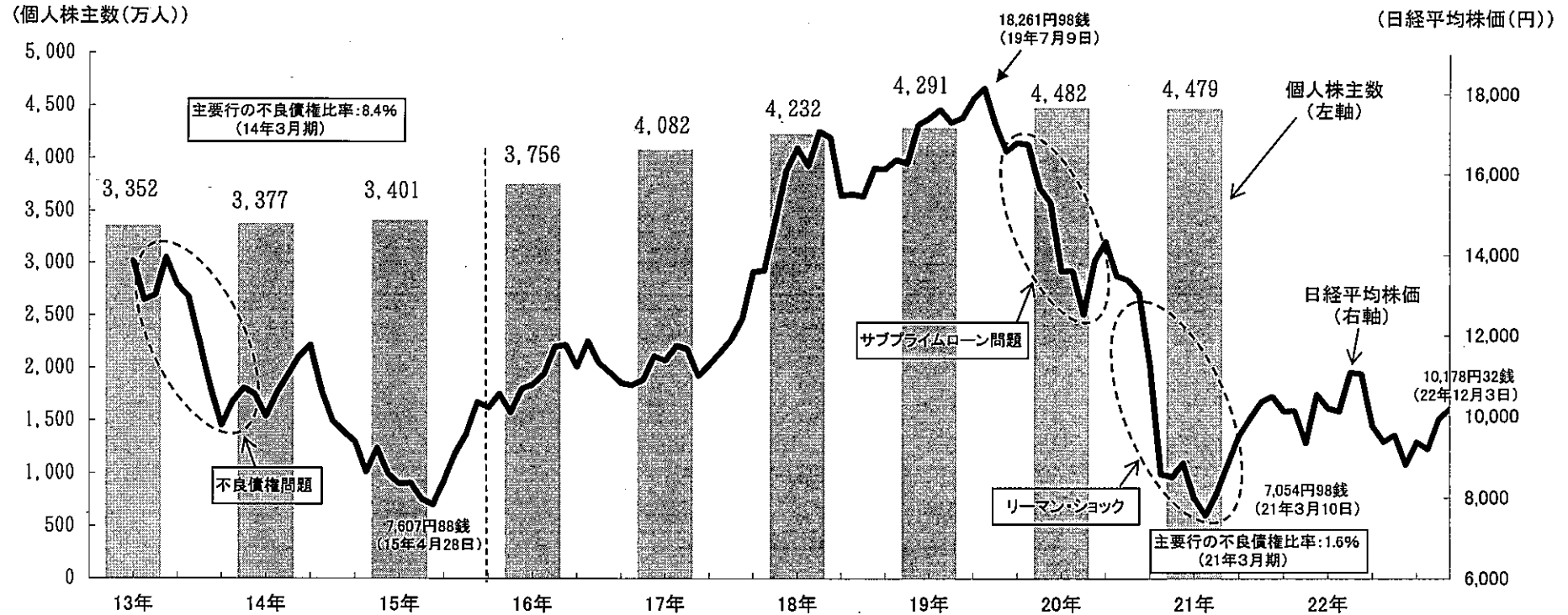
1. 非課税対象 : 非課税口座（注）内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 口座開設年に、新規投資額で 100 万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額 : 最大 300 万円（100 万円×3 年間[平成 24～26 年]）
4. 保有期間 : 最長 10 年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数 : 年間 1 人 1 口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
6. 開設者 : 居住者等（その年 1 月 1 日において満 20 歳以上である者）
7. 口座開設期間 : 平成 24 年から平成 26 年までの 3 年間の各年

（注）非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続により金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座をいう。

### ＜非課税措置のイメージ＞

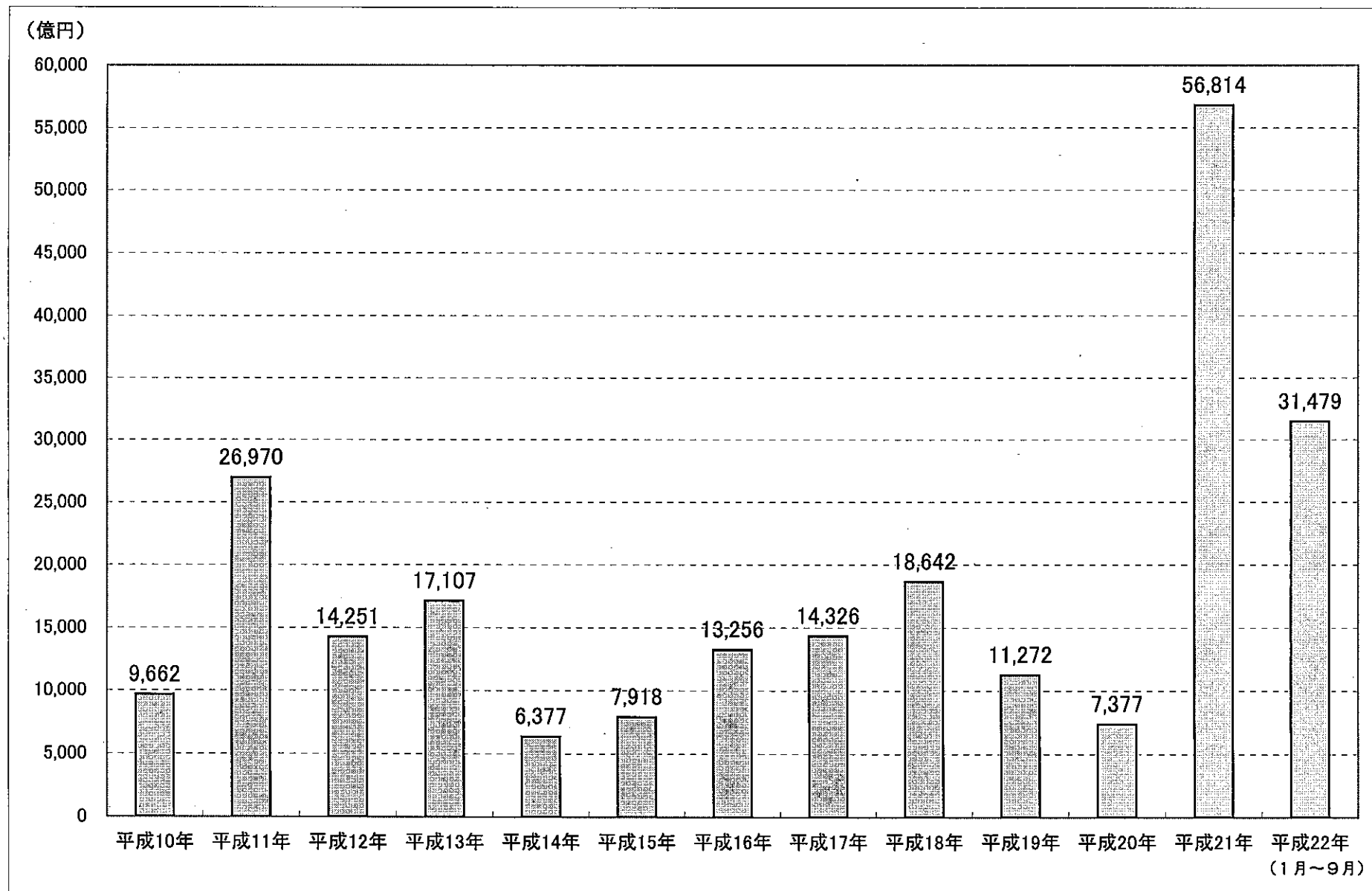


# 日経平均株価（月末終値）、個人株主数の推移と上場株式配当・譲渡益課税の変遷



(備考) 個人株主数は、「株式分布状況調査(全国証券取引所)」により作成。株主数は、全国6証券取引所上場会社の各年度中に到来した最終決算期末現在の株主名簿の株主数を合算した数字(平成16年以降は、ジャスダック証券取引所上場会社分を含む)。

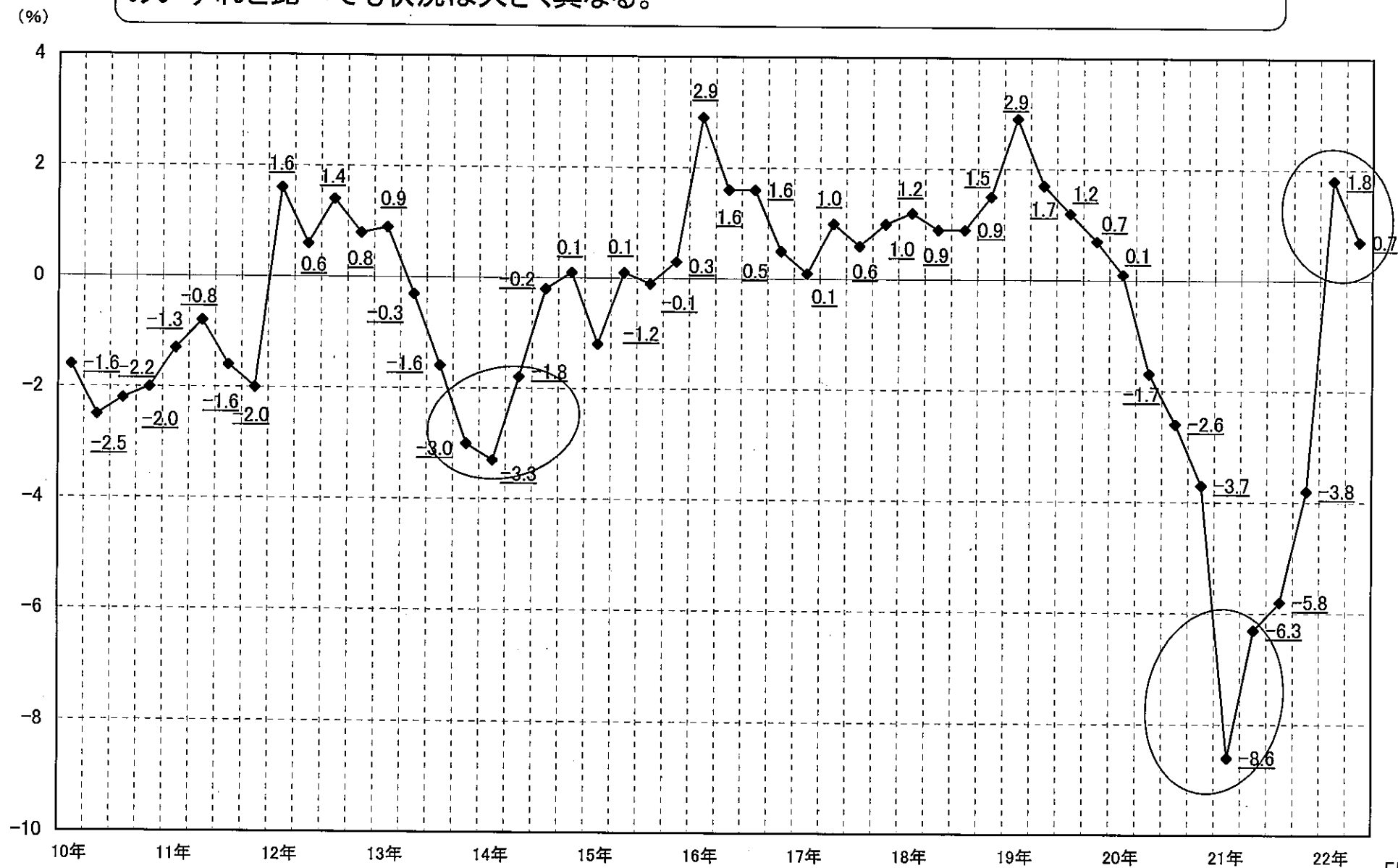
## 上場企業の増資の推移



(備考) 東京証券取引所「上場会社資金調達額」より作成(株主割当、公募、第三者割当の合計)。

# GDP 成長率（名目）の推移（前年同期比）

上場株式等の配当、譲渡益の軽減税率導入時、前回の延長時（リーマンショック直後）のいずれと比べても状況は大きく異なる。

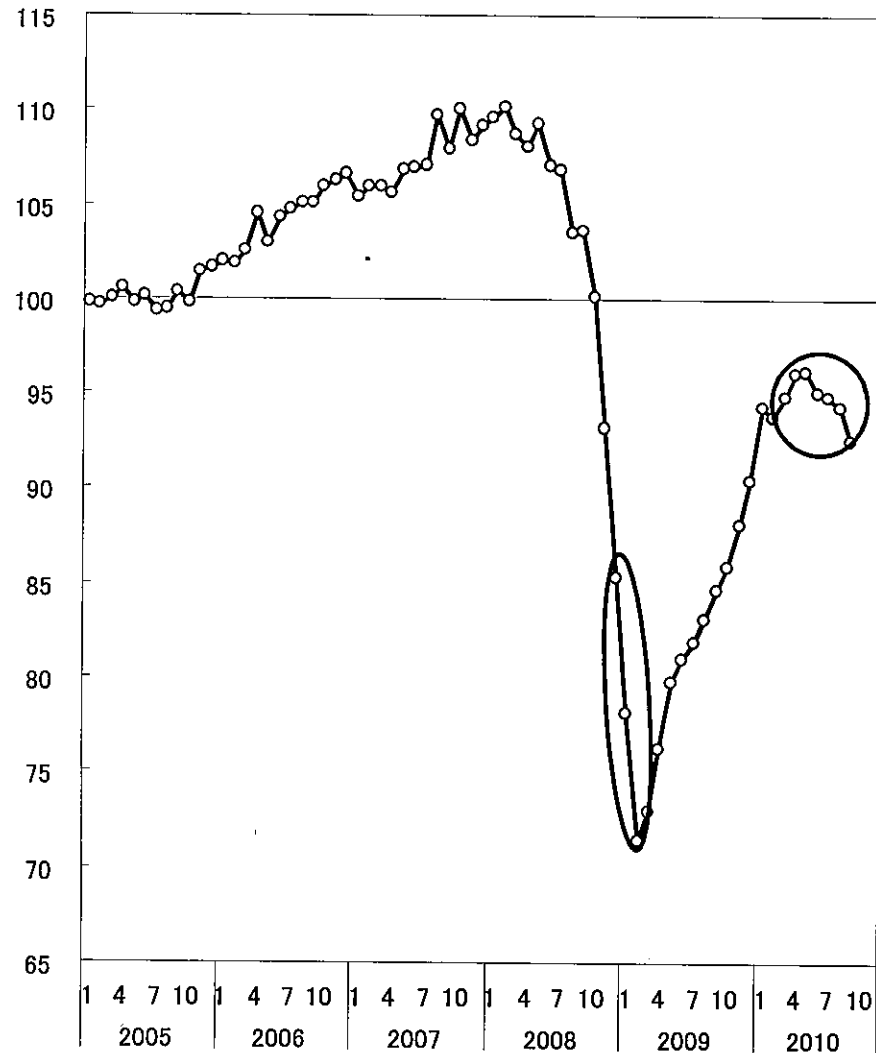


# 生産・企業収益の動向

生産・企業収益とも、リーマン・ショック直後に比べ改善している。

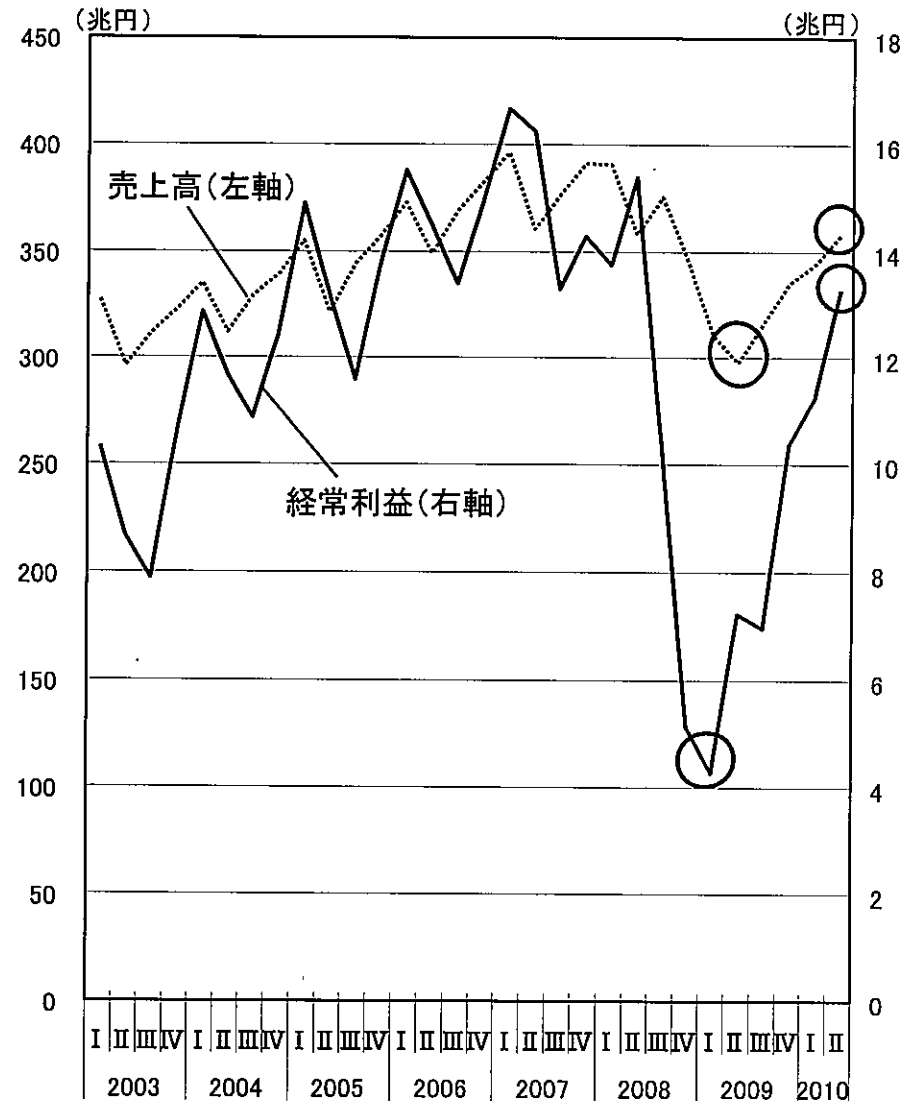
＜鉱工業生産指数の推移＞

(2005年=100)



(出所)経済産業省「鉱工業生産指数」

＜売上高・経常利益の推移＞



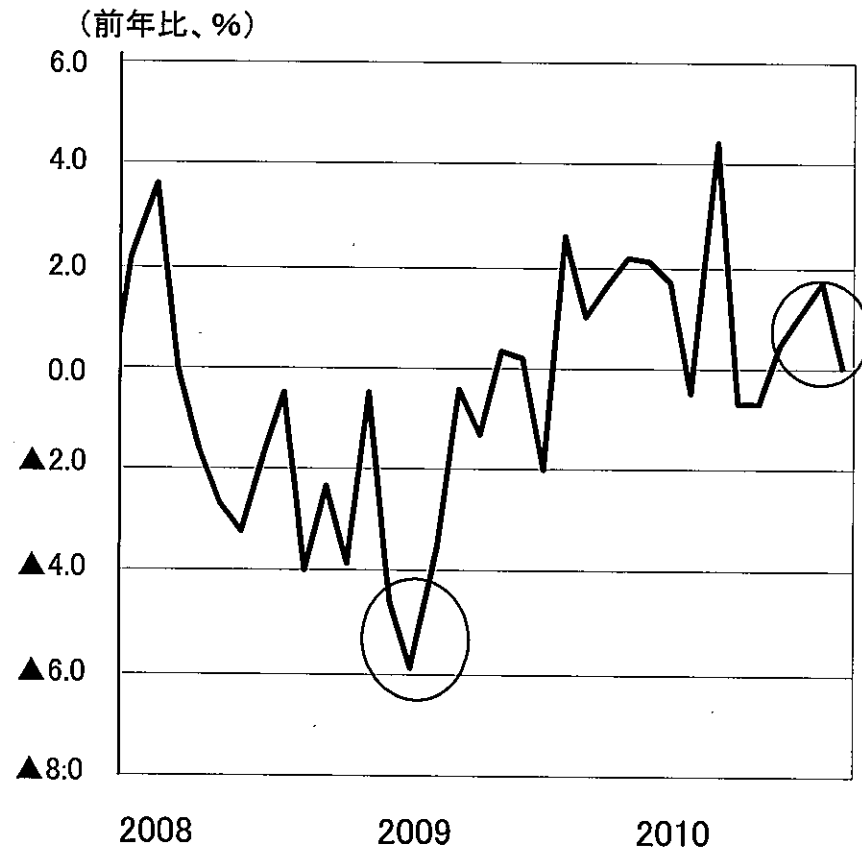
(出所)財務省「法人企業統計」

(注)金融業・保険業を除く全規模・全産業の値(原数値)

## 消費・輸出入の動向

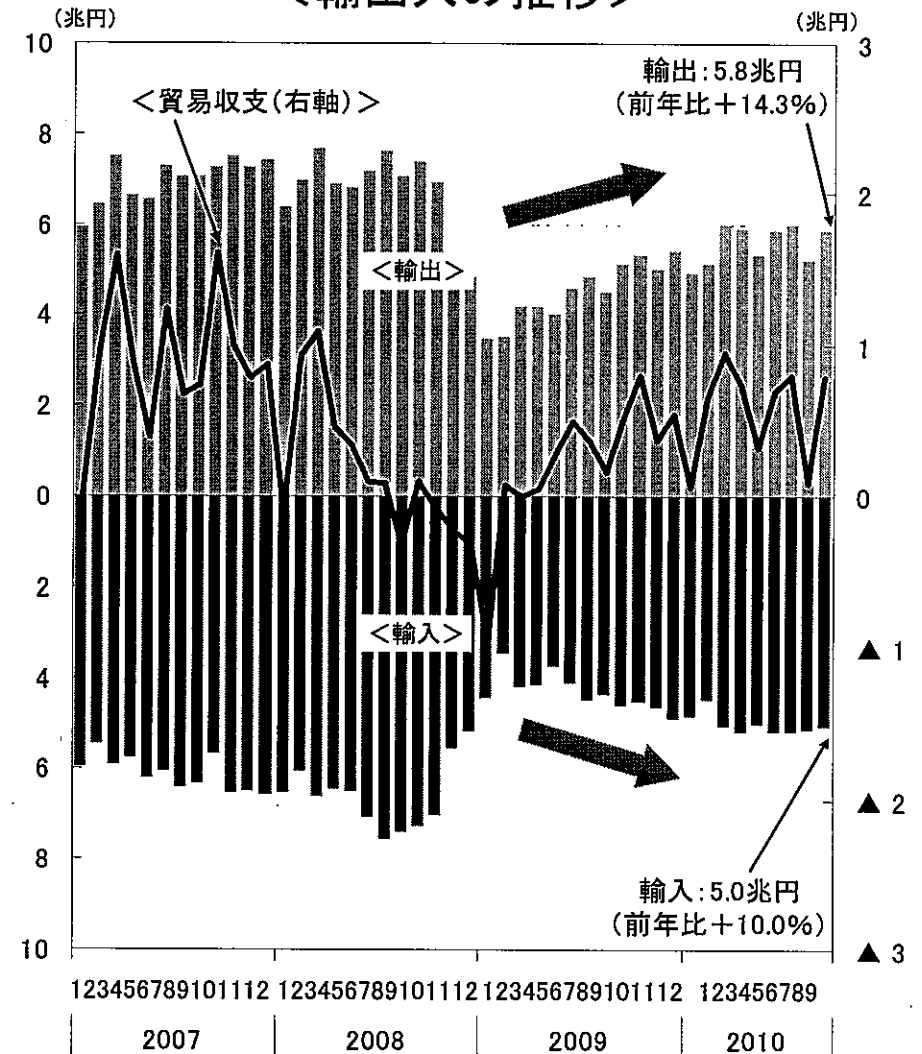
消費・輸出入とも、リーマン・ショック直後に比べ改善している。

### ＜実質消費支出＞



(出所)総務省「家計調査」

### ＜輸出入の推移＞



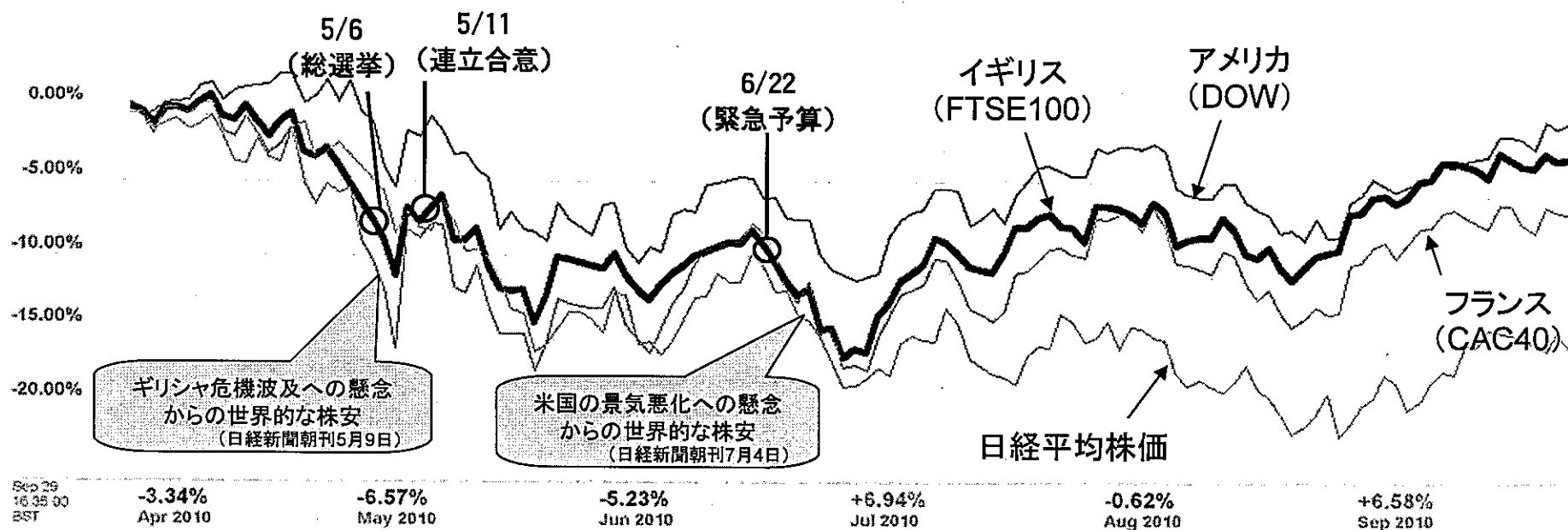
(出所)財務省「貿易統計」

# イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の税率引上げ前後の株価及び出来高の推移

未定稿

- 税率引上げの発表や実施など、いずれのタイミングにおいても、特にイギリスの株価が他国に比べて下落したという事実はない。
- 税率引上げを実施した6月下旬は、米国の景気悪化への懸念から世界的に株安が進行したが、他国と同様、1ヶ月足らずで株価水準は回復している。

○ 自民党マニフェストにおいて、「キャピタル・ゲイン税の税率(現行18%)を、所得税の税率(20～50%、3段階)と同程度まで引き上げる」との言及。  
 ○ 5月6日、総選挙で保守党・自民党が過半数の議席を獲得。  
 ○ 5月11日発表の連立合意において、「キャピタル・ゲイン税の税率を、所得税の税率と同程度まで引き上げる」旨の発表。  
 ○ 6月22日発表の緊急予算において、キャピタル・ゲイン税の税率の引上げ(6月23日実施)(18%→18、28%)を発表。



(出所)フィナンシャル・タイムズ紙HPデータ

## 主要国における最近の金融所得に対する税率改正等について

(未定稿)

○主要国は持続的な財政運営等のため、金融所得に対する課税についても強化する傾向にある。

### アメリカ

○2011年1月(予算教書で提案)(注1)

- ・配当及び長期キャピタルゲインに係る最高税率の引上げ(15%→20%)(注2)

### イギリス

○2010年4月

- ・利子に係る最高税率の引上げ(40%→50%)(注3)
- ・配当に係る最高税率の引上げ(32.5%→42.5%)(注3)

○2010年6月

- ・株式譲渡益に係る最高税率の引上げ(18%→28%)(注3)

※株式譲渡益の最高税率の引上げの目的として、(垂直的)公平を確保するため、株式譲渡益に係る税率を通常の所得税率により近いものに設定することを挙げている。(2010年6月緊急予算)

### フランス

○2011年1月(予算法案で提案)

- ・利子、配当、株式譲渡益等に係る税率の引上げ(30.1%→31.1%)
- ・有価証券譲渡益に係る非課税制度(年間譲渡額が25,730ユーロ(約296万円)まで)の廃止

(注1)アメリカは2010年2月に発表された予算教書における税制改正案を示しており、2011年からの制度は検討中であることに留意が必要。なお、現行の税率等は2010年までの時限措置である。

(注2)給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、25万ドル(約2,300万円)超の配当及び長期キャピタルゲインにそれぞれ20%の税率が適用される(夫婦共同申告の場合)。

(注3)給与所得等、利子所得、配当所得、株式譲渡益の順に所得を積み上げて、15万ポンド(約2,010万円)超の利子、配当にそれぞれ50%、42.5%、3.74万ポンド(501万円)超の株式譲渡益に28%の税率が適用される。

(備考)邦貨換算レートは、1ドル=92円、1ユーロ=115円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成22年5月中における実勢相場の平均値)。

## 「大口株主等」について

### 1. 概要

発行済株式等の５％以上を保有する人（大口株主等）が支払を受ける上場株式等の配当は総合課税の対象。

### 2. 趣旨

大口株主の保有する株式は、会社の経営に参画する持分としての事業参加的な性格が強いことから、金融所得として分離課税とすることは必ずしも適当ではなく、事業所得とのバランスを踏まえ、総合課税の上、配当税額控除により法人税との負担調整を行うこととしているもの。

### 3. 発行済株式の１％以上を保有している個人の状況について、サンプル調査に基づく推計を行った結果は以下のとおり。

#### 【参考１】大口株主等の状況（有配会社分）

|             | 人数      | 保有株式の平均時価総額 | 平均受取配当金額 |
|-------------|---------|-------------|----------|
| ５％以上保有している人 | 1,498 人 | 15 億円       | 2,650 万円 |
| ３％以上保有している人 | 2,835 人 | 13 億円       | 2,570 万円 |
| １％以上保有している人 | 4,872 人 | 9 億円        | 1,660 万円 |

（注）１ 会社四季報（2010 年４集）に掲載の全上場会社 3,674 社から 184 社を抽出して、上位株主 10 人のデータ（個人のみ）より集計した上で、3,674 社ベースに延ばしたもの。

２ 時価総額は、株価（H22.8.26）に保有株式数（前決算期末）を乗じて算出。

３ 平均受取配当額は、直近１株当たりの年間配当額に保有株式数（前決算期末）を乗じて算出。

### 4. 発行済株式の保有割合に応じた主な制度は以下のとおり。

#### 【参考２】株式の保有割合に係る主な制度

| 保有割合 | 制度名                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ５％   | 株券等の大量保有の状況に関する開示制度（５％ルール）（金融商品取引法 27 の 23 等）                                        |
| ３％   | 株主総会召集請求権（会社法 297）、業務の執行に関する検査役の選任請求（会社法 358）、会計帳簿閲覧請求権（会社法 433）、役員解任の訴えの提起（会社法 854） |
| １％   | 議題提案権（会社法 303）、議案通知請求権（会社法 305 ）、株主総会の召集手続等に関する検査役選任請求（会社法 306）                      |